

---

令和5年 第2回(定例)日出町議会会議録(第3日)

令和5年6月7日(水曜日)

---

議事日程(第3号)

令和5年6月7日 午前10時00分開議

開議の宣告

日程第1 一般質問

散会の宣告

---

本日の会議に付した事件

開議の宣告

日程第1 一般質問

散会の宣告

---

出席議員(16名)

1番	多田 利浩君	2番	阿部 峰子君
3番	河野 美華君	4番	岡山 栄蔵君
5番	豊岡 健太君	6番	安部 徹也君
7番	衛藤 清隆君	8番	阿部 真二君
9番	上野 満君	10番	金元 正生君
11番	川西 求一君	12番	岩尾 幸六君
13番	池田 淳子君	14番	森 昭人君
15番	熊谷 健作君	16番	工藤 健次君

---

欠席議員(なし)

---

欠 員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長	山口 佳子君	次長	河野 裕治君
----	--------	----	--------

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	本田 博文君	副町長	……………	一丸 淳司君
教育長	……………	恒川 英志君	会計管理者兼会計課長	…	工藤 明美君
総務課長	……………	河野 匡位君	財政課長	……………	古屋秀一郎君
政策企画課長	……………	梶原 新三君	まちづくり推進課長	…	藤本 周司君
税務課長	……………	波津久 誠君	住民生活課長	……………	伊豆田政克君
介護福祉課長	……………	宇都宮 博君	子育て支援課長	……………	満石加寿美君
健康増進課長	……………	木付 達朗君	農林水産課長	……………	河野 一利君
都市建設課長	……………	須藤 淳司君	上下水道課長	……………	中山 雅広君
教育総務課長兼学校給食センター所長	…	安田 恵君	学校教育課長	……………	竹内 由佳君
社会教育課長兼町立図書館長	…	河野 英樹君	代表監査委員	……………	井上 哲治君
監査事務局長	……………	西村 浩明君	農業委員会事務局長	…	麻生 康弘君
総務課参事兼危機管理室長	…	後藤 将児君	総務課課長補佐	……………	赤野 公彦君
財政課課長補佐	……………	間部 大君			

午前10時00分開議

○議長（工藤 健次君） 皆さん、おはようございます。昨日に引き続き御苦労さまです。

**開議の宣告**

○議長（工藤 健次君） ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議の議事は、お手元に配付しております議事日程により行います。

本日、報道機関より議場内での撮影の申出がありましたので、これを許可します。

**日程第1. 一般質問**

○議長（工藤 健次君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

それでは、順次質問を許可します。1番、多田利浩君。多田利浩君。

○議員（1番 多田 利浩君） 皆さん、おはようございます。1番、多田利浩です。一般質問の通告書に従って、一般質問を行います。よろしく願いいたします。

まず、最初の質問です。土葬墓地についてです。

去る5月の9日に、別府ムスリム教会と高平地区で協定書が結ばれ合意に至りました。このことについての報道がたくさんございまして、昨日、岩尾議員の質問に対して担当課長から、町へ

のメールで寄せられた意見の数について、メールが382件、電話が115件、合計497件の意見がありました。これ、5月末までに寄せられたものだそうです。497件のうち、日出町内から2件、大分県内から10件、県外から56件、不明は429件だったとの答弁がありました。

寄せられた意見の内容について、土葬墓地について賛成なのか反対なのか、どちらの意見だったでしょうか、お答えをお願いいたします。

○議長（工藤 健次君） 住民生活課長、伊豆田政克君。

○住民生活課長（伊豆田政克君） 議員の御質問にお答えいたします。

今、議員がおっしゃいましたように、多くの意見を頂いております。内容につきましては、全て反対意見でございました。

以上です。

○議長（工藤 健次君） 多田利浩君。

○議員（1番 多田 利浩君） 500件近くの間合せがあつて、全て反対だったということですね。役場に来庁して意見をおっしゃった方、いらっしゃいますか。

○議長（工藤 健次君） 住民生活課長。

○住民生活課長（伊豆田政克君） お答えいたします。

役場のほうに来庁された方は2組3名でございました。この方々も内容は反対意見でございました。

以上です。

○議長（工藤 健次君） 多田利浩君。

○議員（1番 多田 利浩君） このようにたくさんの反対意見が寄せられているということですが、町長、このことについてどのようにお考えでしょうか。

○議長（工藤 健次君） 町長、本田博文君。

○町長（本田 博文君） 反対意見の内容によると思うんですけども、今、議員がおっしゃったのは、5月9日以降、町にあった内容ということでございますけども、昨日申し上げたように、誤った解釈あるいは偏った考え方によるものが多いというふうに思っております。正確な情報で判断していただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（工藤 健次君） 多田利浩君。

○議員（1番 多田 利浩君） 私も議会に寄せられたメールを拝見しまして、中には誤った解釈、例えば、「日本では法律で土葬は禁止されていますよね」っていった、書いたものがありました。それはもう誤った解釈ですけども、全てがそうじゃないと思うんです。中には、これで町がひどいことになるんじゃないかということを書かれたものが議会に寄せられたものにもありましたけ

ど、そこは、町長、いかがでしょうか。

○議長（工藤 健次君） 町長。

○町長（本田 博文君） 町がひどいことになるんじゃないかという御意見こそ、その根底が何か誤っているんじゃないかなと私は思っています。

○議長（工藤 健次君） 多田利浩君。

○議員（1番 多田 利浩君） じゃ、そのように町長は解釈なさっているということで承りました。

続けて、通告書に書いたんですが、このことが日出町のイメージダウンにつながる風評になっていると感じております。さらに、日出町だけでなく近隣市町村や、ひいては、大分県のイメージダウンにつながる、そういうふうにおっしゃる町民もいらっしゃいます。

イメージダウンというのは、不買運動になったり、大分のふるさと納税やめよう、日出のふるさと納税やめよう、そういうことにつながるんじゃないかと思うんですが、町長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（工藤 健次君） 町長。

○町長（本田 博文君） イメージダウンというお話が出ました。この土葬墓地のことでどういうイメージダウンにつながるのか、ちょっとそのあたりを具体的に御説明をお願いします。

○議長（工藤 健次君） 多田利浩君。

○議員（1番 多田 利浩君） イメージダウンになるということ、どのようなことかって言われるのは、もうメールで来た内容そのものだと思うんです。たくさんの方がそういうふうにしていらっしゃる。その解釈が正しいか間違っているかというのは別にしても、そういうふうになっている方がたくさんいらっしゃるってことは、そういうイメージダウンにつながると私は感じますけども、町長、いかがでしょう。

○議長（工藤 健次君） 町長。

○町長（本田 博文君） その説明だけで、私はちょっとイメージダウンのイメージがつかめないんですが、もうちょっと具体的にお願いできますか。

○議長（工藤 健次君） 多田利浩君。

○議員（1番 多田 利浩君） イメージダウンの具体的な説明ということですよ。結局、その解釈が間違っているか正しいかというのは別にしても、そういうふうにしていらっしゃる方がたくさんいる。じゃ、あなたの言っていることは間違っていますよということは、全部説明はできるわけじゃないですし、でも、そう思う方がたくさんいらっしゃるってことは、日出町のイメージダウンにつながると私は思うんですけど、そこは町長と少し食い違いがあるように感じますけど。

このことを僕はあんまり深くは、イメージダウンにつながる、イメージが悪くなったという町民の声を聞いたから、これはイメージダウンにつながるって書いたんですけども、あんまりこれを深く言ってしまうと人種差別につながるようなことにもなりかねないんで、ここはもう、私はこれ以上申し上げるのは控えます。

次の質問に続けていくんですが、日出町には、令和4年度、今年の3月末ですね、4年度末で181人の外国人が居住されています。この中には、東南アジア出身でイスラム教徒だという方もいらっしゃると思います。そういった方から土葬墓地の要望は出ていませんか。

ちなみに、181人の外国人の方が居住されていますけど、平成30年には132人、令和元年度は146人、やっぱり増えてきているんですね。そこはいかがでしょうか、課長、お願いいたします。

○議長（工藤 健次君） 住民生活課長。

○住民生活課長（伊豆田政克君） 議員の御質問にお答えいたします。

日出町在住のイスラム教徒の方から直接その要望等を受けたことは、これまでございません。以上です。

○議長（工藤 健次君） 多田利浩君。

○議員（1番 多田 利浩君） 今、土葬墓地の建設申請が出ているのは別府ムスリム教会の方で、特に日出町在住の外国人の方、その中にはイスラム教徒の方もいらっしゃると思うんですが、その方からは要望は出ていないということですね。

知り合いのスリランカ人がこういうふう言っているんですね。「日本は、制度の上では世界でもまれに見る多様性を許容した国です。外国人を一般の学校に受け入れてくれたり、健康保険を適用してくれたりと、制度としては卓越したものを持っています。でも、受け入れた後の日々の生活と人々との共存ということを考えたときには、日本は世界で最も高い壁と阻害を経験する国、そういうふうに感じます」と。「制度としては受け入れてくれても、生活や文化を共有してくれない日本人の姿に怒りを感じる」とそう言っています。

日本は、今さら江戸時代のような鎖国の時代には戻れません。諸外国と関わることで、日本は経済、国全体が成り立っています。土葬墓地建設を行いたいと申請があったときに、近隣に該当する南畑・高平地区と協定が結ばれたのであれば問題ないという判断でしたが、高平地区だけでなく日出町全体の問題として捉え、理解を深めるためにも別府ムスリム教会と日出町民の話合いの場、ディスカッションの場を、もちろんそこにはモデレーター、仲介者を入れて話合いを設けるべきだったのではないかと感じています。

今日も傍聴にいらっしゃっていますが、その場には近隣自治体の皆さんにも参加していただくと誤解を生まなかったのではないかと思います。

昨年9月の定例会でも申し上げましたが、墓地建設の判断が地方自治体に権限移譲されているからといって、日出のような基礎自治体で判断できる問題ではなかったと感じています。

日本人労働人口が減少する中で、外国人労働者を積極的に受け入れ、日本経済を支えてもらっています。あくまでも国がガイドラインを決めて対応すべきであったことと感じています。

改めて申し上げます。私は、土葬墓地そのものについて反対しているわけではありません。もっと慎重に検討すべきではなかったかと申し上げているのです。町長は、あくまでも条例に則って粛々と進めていくと繰り返しおっしゃいますが、法律や条例は100%正しいものとは限りません。時代の変化に適応して改正すべき点もあろうかと思えます。

土葬墓地の建設申請があった際に、条例の条件さえ満たせば墓地建設は可能ですというのではなく、そこは裁量権を行使して一時停止にすることもできたはずですが。町長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（工藤 健次君） 町長。

○町長（本田 博文君） 法律や条例が完璧ではないというお話もありましたけども、法律・条例も受け止め方はそれぞれあるんだと思うんですけども、そのときの法律条例によって判断せざるを得ないという、それはもう行政執行の基本です。これはおかしい、私の裁量で変えようと、そういったことができない、それはもう日本が法治国家ですから、そこはもうどうしようもない。

裁量を振るうといっても、その条例・法律の中に振れる裁量があればできるんですけども、墓地の経営の許可の中では、首長が許されている裁量というのはほとんどない。そんな中で、事業の執行をストップさせるとか、まだ執行まで行っていませんけど、そういったことは多田議員もいろいろお詳しいでしょうから、条例の中あるいは法律の中で、ここでこういうことができるんじゃないかという御提案を頂ければ、それはまた検討の余地はあります。

漠然と捉えて、首長がそういう権限があるんじゃないかというお話をここでされても、それは、議論がおかしな方向に行ってしまう。やっぱり事前によく、お互いが条例・法律を解釈する中で、ここで議論したいと思うんです。そこはよろしくお願いします。

○議長（工藤 健次君） 多田利浩君。

○議員（1番 多田 利浩君） 法律や条例の解釈をもう一度、ここではお話をすることではなくて、もう一度それをきちんと精査して、また御意見を申し上げたいと思います。

これ、町民からの意見なんですけど、よく、揺り籠から墓場までと申しますけど、居住しているところから近いところに埋葬できたら、これはもう皆さん同じような気持ちをお持ちだと思います。ここ20年で、日出の住民、移住していらっしゃる方も増えています。現在、日出町内の公営墓地はどのようになっていますでしょうか、お答えください。

○議長（工藤 健次君） 住民生活課長。

○住民生活課長（伊豆田政克君） お答えいたします。

町営墓地ですけれども、川崎の大人墓地と藤原の下野墓地の2か所ございます。大人墓地は187区画ありまして、現在180区画を使用しているような状況です。下野墓地に関しましては、38区画で33区画を現在使用しております。現在は、町営墓地に関しては募集のほうは行っていない状態であります。

以上です。

○議長（工藤 健次君） 多田利浩君。

○議員（1番 多田 利浩君） 揺り籠から墓場までとおっしゃった町民は、その方も、「私、土葬墓地に反対しているわけじゃないんですよ」と。「日出町に居住している外国人、その方がイスラム教徒であれば、その方が土葬を望むのであれば、町は公営墓地を整備して、その中に土葬可能な区画を造ったらいいんじゃないか」、そのような話をされてきました。

ただ、今回の土葬墓地については、日出の住民ではない人が土葬墓地建設を求め、条例の条件を満たしているから建設を進める。今回、協定書の中にあつたように、九州一円から土葬を受け入れる。これには、違和感を感じますというお話をなさっていました。

私もこれは思うんですけども、あくまでもその居住地で対応すべきじゃないかと思うんです。国がきちんとガイドラインを示さなかったツケがここに回ってきているんじゃないかと思うんですが、このように町民のお声があるんですけど、町長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（工藤 健次君） 町長。

○町長（本田 博文君） 国の国際化の中で、外国人労働者を受け入れることによって日本経済を保ってきた、これからも保っていかないと、そういうことを考えれば、住民に限らないこういう墓地は、おっしゃるように国策で考えたほうが、私はいいというふうに思います。

ただ、日出町の人が入るわけじゃないお墓が申請があつたことについてという話は、この法律も条例も地区縛りがないわけです。その地域の住民が埋葬されるお墓とかそういった制限がない以上、日本中のどこかにまとめていかなければならない。そうすると、必ずどこかの自治体になるわけです。といったときに、今回のことが起きたと。

だから、一方で、国策としてやるべきという話と今の現実とはやっぱり切り離して考えなくちゃいけないだろうということだと思います。

○議長（工藤 健次君） 多田利浩君。

○議員（1番 多田 利浩君） 町長、国策として考えるべきだったのではないかというお気持ちがあるのでしたら、なぜ、もっと早く、もうこれ、4年も5年もたっていますけど、その申請があつた時点で、僕は、裁量権を行使して一時停止して、ちょっとこれは国にガイドラインを求めるので少し待ってくださいって、なぜ言えなかったのでしょうか。その時点で、私はまだ裁量権

を行使することができたんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（工藤 健次君） 町長。

○町長（本田 博文君） 再三申し上げておりますように、これが始まったときに、話があったときに、あった法律・条例でしかできないわけです。そういった窓口で受け付けた時点の条例・法律でしか処理できない。裁量権があれば、それはいいんですけども、そのときに裁量権がなければ、それはできないし、一時執行、停止権はできない。

これはもう再三申し上げて、委員会でも申し上げていると思うんですけども、そのときにある法律・条例によるものでなければ、我々も行為ができない。ということは、法治国家の前提だと思っております。多田議員のお気に召さない条例・法律かもしれないけども、それは、それでも行政マンとしてはちゃんと従っていかなきゃいけない。それが行政の仕組みです。逆に、それをしなかったら、役人の裁量でどうにでもなってしまう、法治国家が崩れてしまうと思うんです。そこを御理解をお願いします。

○議長（工藤 健次君） 多田利浩君。

○議員（1番 多田 利浩君） 私に意見をおっしゃった町民にもちゃんと分かるように、私、この件について、高平地区とムスリム教会だけでディスカッションが行われて協定書合意に至ったということで、町民は「やっぱり説明不足が多いんじゃないか、もっと私たちにもいろいろ知らせてほしい、これで、私たちの日出に住んでいて、安心とか安全は確保できるんだろうか、そこを多田さん、町長に聞いてみてくださいよ、本当に、これで安心安全なまちづくりができるんですか、どうなんですか」ということを聞いてくださいって言われましたので、町長どうぞお答えください。

○議長（工藤 健次君） 町長。

○町長（本田 博文君） どうも多田議員がその御意見に同調されているようで、土葬墓地は安全安心を保てないと思っていらっしゃるのかなと、今、感じた次第ですけども、大丈夫です、何も心配することはありません、安全に暮らしてください。

○議長（工藤 健次君） 多田利浩君。

○議員（1番 多田 利浩君） 町長がそういうふうにならざるに一般質問で答弁されたということは伝えますが、ぜひ、これ、町民に向けてそういう発信を行ってください。多くの町民は知らない、そういうことをですね、状態だと思っているので、ぜひ発信を行っていただきたいと思っております。

最後に一つ、この件でお尋ねしたいんですが、別府ムスリム教会じゃなくても、今後、同じように、ほかの団体から土葬墓地を建設したいという申請があった場合、その際も、町長は条例の条件を満たせば、それを受け入れるというお考えでしょうか、いかがでしょう。

○議長（工藤 健次君） 町長。



○町長（本田 博文君） このほかに土葬の墓地の申請があった場合というお話ですけども、受け入れるという、最後お言葉でしたけども、我々は別に受け入れるわけではなくて、何度も言いますように、時の法律・条例に基づいて判断せざるを得ない。だから、受け入れるという判断はちょっと違うと思うんですね。我々は政策としてするわけではありませんから。

許可事項というのは、相手方からの申請に基づいて、それが条件を満たしているかどうか。例えば道路占用等でも、何かの工事で道路占用するというときに、我々は受け入れるわけではない。道路を勝手に使っちゃいけませんよという一定の制限をかけているけども、それを一時的に解除する、その条件を満たしていれば、それは、どなたがしても許可するわけです。

今回も条例判断であれば、それは誰がするとかいう話じゃなくて、条例を満たしていれば、法律を満たしていれば、それはもう受け入れるとかじゃなくて、法律・条例に基づいて判断をするということ、そこに忝意は入らないというところでよろしくお願いします。

○議長（工藤 健次君） 多田利浩君。

○議員（1番 多田 利浩君） 申し訳ありません、言葉が適切ではありませんでした。

条件さえ満たせば、判断して許可をするということによろしゅうございますね。ありがとうございました。この質問を終わります。

次に、今、二の丸館でやっていますチャレンジスペース「茶時まるに」についてなんです、茶時まるについては、去年の6月に池田議員が、そして、今年3月の定例会で豊岡健太議員が質問なさっていますが、それについての質問なんです、茶時まるにを始めた目的、これについて教えてください、お願いいたします。

○議長（工藤 健次君） まちづくり推進課長、藤本周司君。

○まちづくり推進課長（藤本 周司君） それでは、多田利浩議員の御質問にお答えをいたします。

まるにを始めた目的はということですが、二の丸館内の飲食コーナーに入居していた事業者の撤退に伴い、日出町商工会及び日出町ツーリズム協会の連盟で飲食コーナーの利活用について、町に要望書の提出がございました。トライアルスペースを活用した取組については総合計画にも掲げており、にぎわいの場及び創業体験の場の創出、ツーリズム協会の自主財源確保の事業として始めることとなったというところでございます。

以上でございます。

○議長（工藤 健次君） 多田利浩君。

○議員（1番 多田 利浩君） 課長、ありがとうございます。おととしの7月、2021年の7月、8月はプレ期間だと伺っていますが、商工会とツーリズム協会がタイアップして日出町で起業を目指す、そして、日出町の地域活性化の助けとなる活動を行っていくということによろしゅうございますか。

今、課長がおっしゃったように、新規出店、新規事業開店前のウォームアップ、創業に向けてのトライアルということでもよろしゅうございますね。

まるにの出店の規約、これはどのようになっていますでしょうか。

○議長（工藤 健次君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（藤本 周司君） それでは、御質問にお答えいたします。

二の丸館内飲食スペースの利用者募集要綱を町、商工会、ツーリズム協会の3者で協議をして作成をしております。

以上でございます。

○議長（工藤 健次君） 多田利浩君。

○議員（1番 多田 利浩君） 私が調べました出店規約によりますと、出店の優先順位については商工会の創業支援セミナーの受講者もしくは食品提供の有資格者、2番目に、創業支援セミナーを受講する予定者、3番目は、日出町商工会もしくはツーリング協会の会員である、こういう出店の優先順位がついております。

学生の利用については、若手の人材育成かつ将来的に地域での起業定着を促すための特例として、固定費の減免を認めますと。固定費というのがありますが、出店に対して1日1千円をお支払いください、プラス売上げの10%をお支払いくださいという規約だと思います。

さらに、初めて利用した月から起算して6か月間は利用ができますと。さらに、2回更新ができるので、最大で1年半利用できるということを、私、調べたんですが、この内容でもよろしゅうございますか。

○議長（工藤 健次君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（藤本 周司君） 御質問にお答えいたします。

相違ございません。

以上でございます。

○議長（工藤 健次君） 多田利浩君。

○議員（1番 多田 利浩君） 課長、ありがとうございます。

現在の、間もなくトライアルの期間含めて2年がたとうとしているんですが、まるにの出店利用状況についていかがでしょうか。

○議長（工藤 健次君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（藤本 周司君） それでは、御質問にお答えします。

令和4年度の実績でございますが、年間稼働日数は258日でございます。稼働率は71.9%で、協会目標の80%に届いておりません。出店者数は年間延べ77件で、月平均6.4件となっております。

以上でございます。

○議長（工藤 健次君） 多田利浩君。

○議員（1番 多田 利浩君） これは藤原地区の方なんですけども、御相談がありまして、金曜日、土曜日、日曜日を特定の業者が出店を独占しているんじゃないか、固定の出店が続いていますと。これ、実際に、まるにのスケジュールカレンダーを調べましたら、実際そういうふうになっていました。この業者は月に10回から15回出店し、回数として月最大10回という、10日間という規約が守られていないんじゃないですかという御指摘がありました。

さらに、2021年の10月が初回利用なので、既に1年半を経過しておりまして、それも規約からすると、もうそれを超過しているんじゃないかという御指摘があったんですが、それについて、課長、いかがでしょうか。

○議長（工藤 健次君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（藤本 周司君） それでは、御質問にお答えいたします。

利用の申込みが2か月前からとなっております。その際には、10回の申込みをされておりますが、利用する月の前の月の15日に最終の出店日の決定をいたします。その際に、空きがあった場合は入っていただくような感じで、10回を超える回数となっているというふうに聞いております。

それと、1年半を超えているということなんですけど、今後検討しないといけないなと思っております。

以上でございます。

○議長（工藤 健次君） 多田利浩君。

○議員（1番 多田 利浩君） トライアルで出店したいという御希望の方からそういう御意見が出るということなんで、至急検討していただいて、公平にそういうチャンスを与えられるように試していただけるようにしていただきたいと思っております。

これまでに起業に至った成果は出ていますでしょうか。それと、あと、現在、先ほどは利用件数などがお答えがありましたけども、実際に売上げについてお分かりになる範囲でお答えください、お願いいたします。

○議長（工藤 健次君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（藤本 周司君） それでは、御質問にお答えします。

創業支援につきましては、近日起業予定が2社ございます。ツーリズム協会の自主財源確保の点では、手数料収入が年間94万6,895円であるとの報告を受けております。

以上でございます。

○議長（工藤 健次君） 多田利浩君。

○議員（1番 多田 利浩君） 2年近くやってきて2社というのは非常に少ないんじゃないかと感じています。なぜかと申しますと、まるにのモデルになりました杵築の柳家さん、ここは、まるにより半年ほど早くて、2020年の12月にこういうチャレンジスペースを開始しているんですけども、ここは、これまでに12件起業に結びついています。

さらに、今94万円というお答えがありましたけど、94万円、これ12か月で割ると、一月8万円足らず、例えば、20日稼働したときに、1日4千円足らずの売上げにしかならない。売上げが少ない原因と起業に至らない原因というのはどこにあるのでしょうか。課長、お感じになる範囲で結構ですのでお答えください。

○議長（工藤 健次君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（藤本 周司君） それでは、御質問にお答えします。

まるにだけに限らないとは感じております。創業に対する情報提供の充実が必要なのかなと考えています。

昨年度、空き店舗調査を行いました。今後まとめてまいります、そういった情報提供や環境整備が必要なのではないかなと感じております。

以上でございます。

○議長（工藤 健次君） 多田利浩君。

○議員（1番 多田 利浩君） 課長、今、情報提供ということをおっしゃいましたけども、今まではいろいろ調べてみた中で、広報ひじの後ろのページのほうに、まるにの今月の出店スケジュールというのが掲載されていますが、チャレンジやってみませんかという出店募集はありません。また、これは協会のインスタグラムも同様で、スケジュール、出店業者の紹介のみで、チャレンジしてませんかというお誘い・募集はありません。

例えば、チャレンジしてませんかという人が少ないのであれば、例えば、これを町の職員、お知り合いの方、いらっしゃったら紹介してください、私たち議員にもぜひこういう制度があるのでやってみませんかという働きかけがあってもいいかと思うんですが、その点については、課長、いかがでしょうか。

○議長（工藤 健次君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（藤本 周司君） それでは、御質問にお答えします。

ツーリズム協会のホームページとフェイスブックで出店募集をしております。広報ひじについては、現在、いつ店が開いているという状況のみの記事となっておりますが、広報担当と相談をして、そこに出版募集が出せるように取り組んでいきたいというふうを考えております。

以上でございます。

○議長（工藤 健次君） 多田利浩君。

○議員（1番 多田 利浩君） 課長、ありがとうございます。こういう制度、それと二の丸館の有効的な活用ということで、ぜひ、今後もそういうお取組をお願いいたします。

まだまだ結果がうまく出ていないように感じるんですが、今後はどのような運営、これは二の丸館の運営含めてのことなんですけども、目指していきますでしょうか。課長、いかがでしょう。

○議長（工藤 健次君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（藤本 周司君） 御質問にお答えいたします。

二の丸館で食事ができるという認識が高まってきております。稼働率を8割以上に上げる必要があるというふうに考えております。今までの実績から、そのほかの課題も整理して要綱の改善が必要であると考えております。チャレンジスペースとしての機能は残しつつ、よりにぎわいの場が創出できるよう、商工会、ツーリズム協会、町の3者で今後の運営について協議をしてまいります。

以上でございます。

○議長（工藤 健次君） 多田利浩君。

○議員（1番 多田 利浩君） ぜひ改善できるように御努力よろしくをお願いいたします。

町長はツーリズム協会の代表理事をなさっていますけども、まるにがこのような運営状況にあるということは御存じでしたでしょうか。町長、いかがでしょう。

○議長（工藤 健次君） 町長。

○町長（本田 博文君） 今、町長ということで御質問がありましたけども、ツーリズム協会の会長という立場の話であれば、ここでは差し控えさせていただきます。

○議長（工藤 健次君） 多田利浩君。

○議員（1番 多田 利浩君） 分かりました。これは、町長であるとか会長であるとかということではなくて、まるにはどのくらいの頻度で御利用になっていきますでしょうか、いかがでしょう。

○議長（工藤 健次君） 町長。

○町長（本田 博文君） 前にもこういったような質問が多田議員から頂きましたけども、特に回数が問題ではなかったようでもなかったようでございますので、必要なときに利用していると申し上げておきます。

○議長（工藤 健次君） 多田利浩君。

○議員（1番 多田 利浩君） できれば、少しでも売上げに貢献していただくべく、たくさん御利用いただければと思います。

ツーリズム協会の会長としてのお話はここでは差し控えたいということですけども、これは一応、聞くだけ聞いていただければと思うんですが、私、このような結果が伴わない原因として、採用された職員が1名不足で、2名も辞職する。これは内部告発があったんですが、内部でハ

ラスメントが行われているという内部告発がありました。

二の丸館は2010年に開館し、観光協会は2019年9月に一般社団法人日出町ツーリズム協会として法人化されました。協会の存続にも関わる問題かと思いますので、今後の協会運営について、ぜひ、ここではお答えいただけないと思いますので、また今後についてお考えいただきたいと思います。この質問はこれで終わります。

次の質問は、プレミアム商品券についてです。

ひじまちKIRARIプレミアム商品券、これは物価高騰の中、プレミアム商品券、とても助かります。1万円で1万3千円分の買物ができる。収入は増えないのに3千円お得だというのは、非常に、やっぱり助かっていますという声をたくさん町民からは聞きます。

商品券の申込方法についてどのようになっていますでしょうか、お答えください。

○議長（工藤 健次君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（藤本 周司君） それでは、御質問にお答えします。

商品券の申込方法につきましては、ウェブによる申込みを採用しております。

以上でございます。

○議長（工藤 健次君） 多田利浩君。

○議員（1番 多田 利浩君） 最初のプレミアム商品券の販売をした際に、これ、商工会で販売をして、商工会周辺が車が混雑してしまって非常に混乱してしまったということで、申込方法が変わったということを知っておりますが、ウェブで申込みできない人の対応というのはどのように対応なさいましたでしょうか、お答えください。

○議長（工藤 健次君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（藤本 周司君） 御質問にお答えいたします。

ウェブ申込みができない方へのフォローといたしまして、ウェブサポートを設けております。ウェブ申込みに必要な情報を用紙に記載していただき、ウェブサポートスタッフが内容を確認した上で代理入力を行うというものになります。

以上でございます。

○議長（工藤 健次君） 多田利浩君。

○議員（1番 多田 利浩君） 申込みのサポートを行ったということですが、これはどこで行いますでしょうか、お答えください。

○議長（工藤 健次君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（藤本 周司君） では、御質問にお答えします。

本庁新館のロビーで行っております。

以上でございます。

○議長（工藤 健次君） 多田利浩君。

○議員（1番 多田 利浩君） 本館1階のロビーで行ったということですが、何人来庁されたのでしょうか。

○議長（工藤 健次君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（藤本 周司君） それでは、御質問にお答えします。

1週間ですが、合計1,570名見えております。

以上でございます。

○議長（工藤 健次君） 多田利浩君。

○議員（1番 多田 利浩君） この申込み、私も存じ上げてはおったんですが、初日に私の知り合いの高齢者の方が申込みに来られて、「多田さん、非常に、これはもうきつい。わざわざ申込みに来んといけん」ということをおっしゃっていました。1週間で1,500人の方がいらっしゃってというのは、僕は異常だと思うんですけども、高齢者にとっては申込みづらさがあったと思います。役場までわざわざ申込みに行かなきゃいけないと。これについて、町長、いかがでしょうか。

○議長（工藤 健次君） 町長。

○町長（本田 博文君） 確かに、ウェブ申込みができない方、窓口に行かなくちゃいけないということで、御不便をおかけしたんじゃないかと思います。

ただ、一方で、行政手続のオンライン化を進める中で、いろんなLINEの普及だとか努めておりますので、御不便をおかけするんですけども、そちらを御利用の方向に向いていただくと、これからの行政のスリム化、効率化、御家庭からいろんな手続ができるということを知っていただく上でも大事なことなんじゃないかなと思っておりますので、ぜひ御協力をお願いしたいというふうに思う次第です。

それともう一点、先ほどのツーリズム協会の話、ちょっと私、多田議員に御提案というか申し上げたいんですけど、これはもう町長として多田議員に申し上げるんですが、先ほど、ツーリズム協会内の問題のお話がありましたけども、町長本田博文も多田議員も、一方で協会の理事という立場で、お互いに理事会を構成していて、理事会の役目というのは業務を執行するという立場ですので、こういう場でそういうお話をする前に、理事会の中で、よくお互い理事、町長と議員同士ですから、理事同士のお話のほうに今、言っているんですけども、よくお話をされて、まずは内部で解決というところがよろしいんじゃないかなと。今、理事長である町長本田博文と多田理事のこれからの在り方について、多田議員に共感を頂ければありがたいかなと思った次第です。よろしく申し上げます。

○議長（工藤 健次君） 多田利浩君。

○議員（1番 多田 利浩君） 町長、承りました。ありがとうございます。

私もこの質問、ここでしていいのかどうかかなり迷ったんですけども、理事という立場がありますので、課長には、理事を辞めてこの質問に臨もうかということはお話をしたんですけども、取りあえず今、理事を辞めることは保留にして、今回質問させてもらいました。また、それは代表理事と理事の関係でお話をさせてもらおうと思います。

今回、プレミアム商品券なんですけども、公式LINEお友達限定で再販売されたんですが、公式LINEの登録者数、それとあと、公式LINEの年齢別の登録者、大体若い人が多いとか、高齢者が多いとか、そういうことを教えていただけますか、お願いいたします。

○議長（工藤 健次君） 政策企画課長、梶原新三君。

○政策企画課長（梶原 新三君） お答えいたします。

令和5年5月31日時点での登録者数は5,235人となっております。年代別の登録者数は、50歳以上が2,168人、全体の41.4%、40歳以上50歳未満が1,246人、23.8%でございます。それから、30歳以上40歳未満が1,220人、23.3%、20歳以上30歳未満が534人、10.2%、20歳未満が52人、1.0%、年代不明が15人となっております。

以上でございます。

○議長（工藤 健次君） 多田利浩君。

○議員（1番 多田 利浩君） 梶原課長、70歳以上の方というのは分かりますか、具体的な人数。

○議長（工藤 健次君） 政策企画課長。

○政策企画課長（梶原 新三君） すみません。統計が50歳以上としか出なくて、すみません、50歳以上の年代別が把握できていないもので申し訳ございません。

○議長（工藤 健次君） 多田利浩君。

○議員（1番 多田 利浩君） 町長は、DXに向けてこれからもその取組に賛同していただいて、こういった電子機器を駆使して御協力いただきたいというお話でしたけども、数字として50歳以上というくくりで、高齢者、特に70、80以上の方というのが分からないので何ともこれは具体的なことは申し上げられないと思うんですけども。70、80、まだ70の方はするのかな。80以上の方というのは、携帯電話は持っていますが、LINEの何とかがっているのはしていない。だから、これは申込みができないじゃないかという御指摘がありました。

結局、子供に頼むとか孫に頼んでやってもらった。さらに、追加販売があるんであれば買ったかったんだけど、買えずに残念だったという御意見ももらっています。何とか、これから、そういうところを改善していただきたいと思うんですけども、最後の細かい質問ですけども、プレミアム商品券、今後の発売の予定はありますでしょうか、いかがでしょう。



○議長（工藤 健次君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（藤本 周司君） それでは、御質問にお答えいたします。

先般、発表のございました大分県の補正予算におきまして、県内市町村におけるプレミアム商品券事業に係る予算が計上をされております。これに伴いまして、日出町におきましてもプレミアム商品券事業を実施させていただきたいと考えておりますので、今定例会におきまして追加の補正予算を計上させていただく予定でございます。

以上でございます。

○議長（工藤 健次君） 多田利浩君。

○議員（1番 多田 利浩君） 役場の庁舎に1,500人いらっしゃったということですが、同じようなウェブの申込みをするのであれば、ウェブのサポートということで、各地区公民間でそういうサポートするなど、なるべく高齢者に向けてのそういうサポートをさらに進めていっていただきたいと思えます。町長、いかがでしょうか。

○議長（工藤 健次君） 町長。

○町長（本田 博文君） ウェブ申込みのサポートの件でございます。担当課長のほうから御説明申し上げます。

○議長（工藤 健次君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（藤本 周司君） それでは、お答えします。

現在では、前回と同様のウェブ申込みをする予定にしております。

ただ、本庁でのウェブサポートが、初日が500件を超える573件という非常に多い人に御来庁いただきました。人員は1週間ずっと3人ずつを配置しておりましたが、初日5名と体制を変えていきたいと思えます。

L I N Eにつきましては、最初のウェブ申込みで2万5千冊売ってしまったんですが、事情によりまして、2冊のところを1冊しか買わないということもありましたので、残った分をL I N Eを活用して販売をしております。これにつきましても、申し込んでタイムアウトするとか不具合がありましたので、先着順ではなくて抽せんにするなどいろいろ改善を図っていききたいと思います。

以上でございます。

○議長（工藤 健次君） 多田利浩君。

○議員（1番 多田 利浩君） まだまだ高齢の方はそういう電子機器には対応できないという方、多いと聞きますので、ぜひ高齢者に優しいまちづくり含めて、これからも検討よろしく願いいたします。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

.....  
○議長（工藤 健次君） お諮りします。ここで10分間休憩したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 健次君） 異議なしと認めます。したがって、10分間休憩し、11時より再開します。

午前10時51分休憩

.....  
午前11時00分再開

○議長（工藤 健次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。5番、豊岡健太君。豊岡健太君。

○議員（5番 豊岡 健太君） 5番、豊岡健太です。通告書に従って、一般質問を行います。

今回は大きく2点伺います。まず、持続可能な財政運営の取組について伺います。

行財政改革については、過去に他の議員からも一般質問で取り上げられていますが、新年度が始まって最初の議会ということでもありますので、改めて現状や今後の取組について質問をさせていただきます。

これまで日出町は、平成17年度から21年度までの第1次行財政改革、平成22年度から24年度までの第2次行財政改革を経て、当時の厳しい財政状況を乗り切るという一定の成果を上げました。しかしながら、それ以降、少子高齢化の影響や扶助費の増加といった様々な社会情勢の変化もあり、近年、歳出が大幅に増加し、再び財政状況が悪化したことは周知の事実かと思えます。

そこで、町は、令和元年度から3年度にかけ第3次行財政改革の下、財政健全化に取り組み、目標効果額5億4千万円を大きく上回る財政効果を出すことに成功しました。

ただ、その健全化に至った要因の一つに、約3年間にわたるコロナ禍における様々なイベントの中止による支出の減少や臨時交付金、地方交付税の大幅な増額といった特別な要因があったことが大きいというのは御存じのとおりかと思えます。

持続可能な財政基盤を確立し、この町の最上位計画である第5次日出町総合計画に沿ったまちづくりを進めるため、昨年度から令和7年度までの行財政改革プラン2025を策定し、職員一丸となって取り組んでいる最中だと思います。無駄を省き歳出を抑えることももちろん大事ですが、それと同じ、ないしはそれ以上に大事なものは、いかに歳入を増やすかだと考えます。今回、持続可能な財政運営の取組についてお聞きしますが、歳出の抑制のほうではなく、歳入の増加策を中心にお聞きしますので、前向きな答弁を期待しております。

まず、町有地の有効活用について伺います。先月の総務産業常任委員会にて、財政課長から、ある程度説明がありました。そのときに、自主財源確保のため、町有地の普通財産である建物・土地の利用状況を確認し、処分及び貸付け可能な財産を洗い出し、把握できているものから、順次、ホームページや町報等で公開し、町有財産の有効化を図ると説明を受けました。具体的にどのような計画で進めていくお考えなのか、お聞かせください。

○議長（工藤 健次君） 財政課長、古屋秀一郎君。

○財政課長（古屋秀一郎君） 豊岡議員の御質問にお答えいたします。

公有財産の有効活用の推進については、行財政改革推進プラン2025の重点プロジェクトとして上げられております。町有地の利活用につきましては、次の手順により行う計画としております。

まず、第1段階として、未利用土地のうち、売却可能な土地を洗い出し、現状把握を行うこと。

次に、第2段階として、把握した財産の活用方針を検討すること。

そして、第3段階として、活用できない町有地については、売却や貸付けを行うこととしております。

令和4年度から、未利用土地の洗い出しと現状把握に着手しておりますが、今後、洗い出しにより把握した町有地ごとに、売却、貸付けなどの活用方針を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（工藤 健次君） 豊岡健太君。

○議員（5番 豊岡 健太君） ありがとうございます。

過去にも、町有地の売却や貸付けに関する同様の一般質問がありました。例を挙げますと、今から1年半前の令和3年12月議会において、先輩の阿部真二議員が一般質問されています。当時の執行部の答弁を抜粋しますが、「町有地の活用については、議会において何度も質問を受けているが、現状把握に少し時間がかかっており、効果が上げられておらず、大変申し訳なく思っています。町有地の未利用の土地を一括してホームページ等で公表したいというふうに考えていたが、今から順次把握できているところから、なるべく早めに、売買、賃借等、処分していきたいと考えています。」とあります。そのほかにも、過去の議事録等を拝見しますと、同じような取組計画や答弁が見られますが、取り組んでいる作業量が多くて進んでいないのか、それとも、やり方、進め方を模索されているのか、それについてはいかがでしょうか。

○議長（工藤 健次君） 財政課長。

○財政課長（古屋秀一郎君） 議員の御質問にお答えいたします。

未利用土地の洗い出しにつきましては、宅地やそれに類する土地を対象と考えておりますが、

その周辺環境や今後の利活用の可能性など、それぞれの土地に事情がございまして、調査や調整に時間がかかっております。そのため、対象土地を選定するのに難航しているのが今の現状でございます。

以上でございます。

○議長（工藤 健次君） 豊岡健太君。

○議員（5番 豊岡 健太君） かなり大変な作業だとは思いますが、答弁が過去とあまり変わらないような印象を受けました。財政課長、今年度から財政課長になられて、今年度こそは実行するという強い意志があるというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（工藤 健次君） 財政課長。

○財政課長（古屋秀一郎君） 議員の御質問にお答えいたします。

財政課で抱えております課題は山積しております。この町有地未利用土地の活用につきましても、大きな課題の一つと認識をしておりますので、基本的には1年で結果を出すということで頑張りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（工藤 健次君） 豊岡健太君。

○議員（5番 豊岡 健太君） 心強い答弁をいただきまして、本当に期待しておりますので、ぜひしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。

②の質問です。先ほどもありました行財政改革プラン2025の資料の中の財源確保プロジェクトに、町有財産の利活用の推進の項目があり、目標額として令和4年度から7年度までの4か年で700万円を計画しております。これには、売却、貸付けのほかに広告料収入も含まれているようですが、計画上、令和4年度が100万円とありましたが、令和4年度を含め、過去5年間の実績を教えてください。

○議長（工藤 健次君） 財政課長。

○財政課長（古屋秀一郎君） 議員の御質問にお答えいたします。

過去5年間の町有財産活用の実績額についてお答えいたします。平成30年度が9,157万円、令和元年度が1億155万円、令和2年度が1億1,778万円、令和3年度が1億1,132万円、令和4年度が1億1,360万円となっております。令和4年度の内訳といたしましては、土地建物の貸付収入が1億1,079万円、売払い収入が281万円となっております。令和3年度実績と比較いたしますと、228万円の増となっておりますので、行財政改革プランの令和4年度の目標である100万円は上回っていることとなっております。

以上でございます。

○議長（工藤 健次君） 豊岡健太君。

○議員（5番 豊岡 健太君） ありがとうございます。令和5年度が150万円というふうになっておりますので、こちらも目標達成するように、ぜひ引き続き御尽力いただきたいというふうに思います。

続きまして、③の質問です。町有地が町内に全部でどのくらいの面積があるかというのは、ここではお聞きしませんが、この土地は売却でいこうとか、ここは貸付けでいこうというのは、どのように判断をして決めるのでしょうか。

○議長（工藤 健次君） 財政課長。

○財政課長（古屋秀一郎君） それでは、議員の御質問にお答えいたします。

普通財産の貸付けや売払いに関する基準を明記した要項等は、現在、日出町にはございませんが、対象となる土地を、将来にわたって日出町が利用する見込みがあるかどうかで判断しております。行政上、利活用する予定がなく、かつ保有する必要がないと認められる土地であれば、売却を選定いたします。また、長期的まちづくりの観点から、将来の活用に備え、町が継続保有することが適当と判断される土地につきましては、貸付けにより利活用を図るものとしております。

以上でございます。

○議長（工藤 健次君） 豊岡健太君。

○議員（5番 豊岡 健太君） 今の答弁を踏まえて、④の質問ですが、売却する場合の売却方法についてです。町有地を売却する場合は、町民共有の財産の処分という観点から、一般競争入札で、より高い価格で売るのが望ましいというふうに思いますが、どのようにして売却方法を決定しているのでしょうか、お聞かせください。

○議長（工藤 健次君） 財政課長。

○財政課長（古屋秀一郎君） それでは、議員の御質問にお答えいたします。

日出町が所有する土地を売却しようとする場合には、随意契約または一般競争入札のいずれかの方法によって行っております。資産価値のない土地で、町が利活用の予定のない土地について、購入申出があった場合には、土地の有効活用の面から随意契約により売却を行っております。それ以外の場合には、一般競争入札によるものとしております。

以上でございます。

○議長（工藤 健次君） 豊岡健太君。

○議員（5番 豊岡 健太君） それでは、ここの町有地を買いたいという人が指定してといますか、ここが欲しいという人がいたら、随意契約で売るという認識でよろしいですか。

○議長（工藤 健次君） 財政課長。

○財政課長（古屋秀一郎君） 議員の御質問にお答えいたします。

特定の土地の購入について申出があった場合は、その周辺の住民の方に、その土地の購入意思があるかどうかを確認いたしまして、それがなければ、その申出があった方と随意契約で売却するという形を取っております。

以上でございます。

○議長（工藤 健次君） 豊岡健太君。

○議員（5番 豊岡 健太君） 周辺住民に確認をする、周辺でない方には特別確認しないという認識でよろしいですね。他の自治体でもそういう方向なんですかね、ちょっとよく分かりませんが、今の答弁を踏まえて、次の⑤の質問に入るのですが、今、お聞きした売却方法に関連してですが、例えば入札であった場合、入札参加資格の条件の中に、暴力団や反社会勢力ではないことといった条件があるのはよく目にしますが、購入希望者が宗教団体だった場合の対応についてお聞きします。政教分離の観点から、憲法第89条にて公の財産の用途に制限がかけられているかと思えます。この89条を一言で言いますと、公の財産を宗教団体に支出したり、利用させてはならないということですが、町民の財産である町有地を宗教団体が買いたいといった申出があった場合の対応はどうなっているのでしょうか、お聞かせください。

○議長（工藤 健次君） 財政課長。

○財政課長（古屋秀一郎君） 議員の御質問にお答えいたします。

通常、町有地を売却する希望があった場合には、まず、その土地に利用予定がないかを確認いたします。町に利用予定がない場合には、購入を希望する者から土地の利用目的、利用方法等を確認するなどして、売却するかどうかを判断することになります。購入希望者が宗教団体であっても同様の対応になると考えております。

以上でございます。

○議長（工藤 健次君） 豊岡健太君。

○議員（5番 豊岡 健太君） 貸付けでも同様と考えてよろしいですか。特に問わないというような答弁だったかと思えます。であるとしたら、憲法第89条というのが、一体どういうときに適用されるのかが分かりませんが、町長のほうにお聞きしたいと思えます。日本においては、憲法第20条で宗教の自由が認められていますので、宗教を決してひとくくりにして批判するつもりはもちろんありませんし、民間の不動産を宗教団体が購入するのは、当然制限できないかと思えますが、先ほどの憲法第89条のように、政教分離の原則の観点から見ると、この公の財産を無条件・無制限に宗教団体に売却や貸付けを行うのは、私はいかがなものかというふうに思っていますが、町長はどのように考えていますか。

○議長（工藤 健次君） 町長、本田博文君。

○町長（本田 博文君） 憲法89条の話が出ましたけれども、土地の売買については、私人間の

売買と何ら変わるところがないわけであって、相手が宗教法人だからという特別な扱いもしてはならないと思いますし、特別な不利益も与えてはならないというふうに思います。

○議長（工藤 健次君） 豊岡健太君。

○議員（5番 豊岡 健太君） ちなみに、今回の土葬墓地計画予定地、トラピスト修道院の横の町有地は、先ほどと同じ条件といたしますか、向こうが指定をしてきて、周辺住民に買いたい人がいないから売るといような判断に至ったという認識でよろしいですか。

○議長（工藤 健次君） 財政課長。

○財政課長（古屋秀一郎君） 議員の御質問にお答えいたします。

まず、地方自治法の第234条第1項では、売買、貸借、請負、その他の契約は、一般競争、指名競争、随意契約、または競り売りの方法により契約を締結するものとあります。

また、第2項では、指名競争入札、随意契約、または競り売りは、政令で定める場合に該当するときに限りこれによることができるとされております。

随意契約につきましては、地方自治法施行令第167条の2第1項各号に随意契約によることができる要件が列挙されております。随意契約は、これに該当する場合以外にはできないことになっております。本来、地方公共団体の契約方法は、競争入札が原則であることは認識しております。随意契約によるかどうかは、契約ごとの内容、性質、目的等、諸般の事情を考慮して慎重に判断するべきものと考えております。

今回の別府ムスリム教会への町有地売却については、事前協議も、今、済んでおりまして、高平区との協定の締結などの経緯を踏まえますと、地域課題の解決、それから地域住民の福祉向上の目的を達成するために、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に規定する契約の性質、または目的が競争入札に適しない契約に該当するものと判断しております。

以上でございます。

○議長（工藤 健次君） 豊岡健太君。

○議員（5番 豊岡 健太君） るる説明いただきました。ありがとうございました。

⑥の質問に入りますが、今、宗教団体だった場合の質問をしましたが、町有地の購入希望者が外国籍の個人や外国資本だった場合の対応はどうなっているのか、お聞かせください。

○議長（工藤 健次君） 財政課長。

○財政課長（古屋秀一郎君） それでは議員の御質問にお答えいたします。

町有地の購入を希望される方が外国籍の個人や外国資本の法人等であっても、対応が変わることはありません。昨年度、豊岡議員から、町内の不動産取得に一定程度の制限をかけるべきではとの御質問に対し、政策企画課長が答弁させていただいたとおり、憲法で規定する財産権やプライバシー権などに関わる事柄であることから、国、県や他自治体の動向を注視し、必要な検討を

行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（工藤 健次君） 豊岡健太君。

○議員（5番 豊岡 健太君） 当然、入札も外国籍であろうと同じですよ。

今、課長に説明していただきましたが、昨年の9月議会、私の一般質問において、そのときは全国で日本の土地がどんどん外国の手に渡っている現状を話させていただいて、外国籍の個人や外国資本の土地の取得に、ある程度の制限をかけるべきではという投げかけをさせていただきました。今、お話ししていただきましたが、当時の答弁としては、条例は法律の範囲内で制定するものなので、売買の制限は難しいという回答でした。町長も法律で定められている以上の制限は難しいという回答でした。ただ、それと同時に、自然や水源を守るという意味では、何らかの方策を検討したいとも回答されています。国が何かしてくれるのを待つのではなく、どうすれば日出町の自然や水源を守るのかを自らが考え、条例という形で制限しなければ、現状の買われたい放題の状態が続き、いつかは手遅れになるのではないかと心から危惧しております。

町長にお聞きします。土葬墓地の例を挙げますが、今回は別府ムスリム教会が墓地を計画しておりますが、先ほど多田議員の質問と全く同じになってしまうのですが、改めてお聞きしたいのですが、別の団体が買いたいといったときに、先ほど町長は条例の範囲内で判断するというようなお話でした。ということは、繰り返しになって申し訳ないのですが、申請が出れば、条例に違反していないかどうかを確認して、受理して、新たな土葬墓地ができる可能性があるという認識でよろしいでしょうか。

○議長（工藤 健次君） 町長。

○町長（本田 博文君） 墓地の経営の許可の話ということでよろしいでしょうか。もう今、事前協議まで終わっておりますから、事前協議の内容にたがわない内容であれば、申請は許可することになると思います。

○議長（工藤 健次君） 豊岡健太君。

○議員（5番 豊岡 健太君） すみません、私の質問の仕方がまずかったと思うのですが、多田議員もありましたが、要は違う団体も、じゃあうちも造りたいと申請した場合、それも条例に反していなければできてしまうという認識でよろしいですか。

○議長（工藤 健次君） 町長。

○町長（本田 博文君） 今の制度の中であれば、申請は可能ということになっております。許可するかどうかというのは、まだ出てもないのに判断はできかねます。

○議長（工藤 健次君） 豊岡健太君。

○議員（5番 豊岡 健太君） 当然、まだ出ているわけではありませんし、仮定の話をしたので



すが、何が言いたいかといいますと、別の団体が、うちも造りたいというような話があった場合、それは当然、条例に反していなければ、受理して、調査というか、条例に反していないかを確認して、問題なければ認可を出すというようなこと、可能性があるということだと思っております、間違いないですね。

○議長（工藤 健次君） 町長。

○町長（本田 博文君） それは、私の推測が進み過ぎているかもしれませんが、今、ムスリムが予定している場所に、ほかの人が計画をつくったらという、そういうことではないですね。

○議長（工藤 健次君） 豊岡健太君。

○議員（5番 豊岡 健太君） 議長、反問権をお願いしたいのですが。

○議長（工藤 健次君） 町長。

○町長（本田 博文君） 今の御質問は、今、ムスリム教会が予定している、墓地を計画している場所に、ほかの人が造ろうとしたらという、そういう御質問だったのでしょうか。

○議長（工藤 健次君） 豊岡健太君。

○議員（5番 豊岡 健太君） いえ、違います。私の説明が悪かったのですが、要は町内の別の土地です。それが今回計画しているそばなのか、離れているのかは別です。町内の、今回、町有地とさせていただきますが、町有地を別の団体が、土葬か火葬か分かりませんが、墓地を造りたいという申請があった場合、条例に反しなければ許可をするのですかとお聞きしています。

○議長（工藤 健次君） 町長。

○町長（本田 博文君） そういう場合でございましたら、今回、あの場所になったのは、ムスリム教会と高平地区が議論する中で、お互いが合致した、あそこにしようと、高平地区の御希望を受け入れる形であそこになったという経過があります。だから、町もそれを受け入れたというところがあります。町有地に、どなたか知らないけれども、土葬墓地を造りたい、土葬に限らず、何かを造りたいというときは、それは別の考え方で判断せざるを得ないと思います。どうぞ造ってくださいというわけにはいかないと思います。

以上です。

○議長（工藤 健次君） 豊岡健太君。

○議員（5番 豊岡 健太君） 当然、誘致をすることはないでしょうから、あくまでも別の団体から申請が出た場合、その場所が町内の町有地であったとしても、条例に違反しなければ、最終的には認可するというふうには私は理解したのですが。当然、仮の話なので、今、どこまで答えられるのか分かりませんが、イメージとしては別の団体が違う場所で町有地を、ここを買いたい、そして、先ほど財政課長の答弁でもありましたが、近隣住民のほかに買いたい人がいないとか、もろもろの条件をクリアすればできるというような認識を持ったのですが、間違いないで

すか。

○議長（工藤 健次君） 町長。

○町長（本田 博文君） 先ほどの課長の説明にありましたように、購入を希望する者から、土地の利用目的、そういったことを確認するなどして売却の判断をしますと言いましたので、そういうお話があったときには、こういうことに基づいて判断することになると思います。

○議長（工藤 健次君） 豊岡健太君。

○議員（5番 豊岡 健太君） 長くなりますので、あれですけれども……。

昨年9月議会の一般質問において、そのときは外国資本の土地取得についてでしたが、ぜひ真剣に考えていただきたいと申し上げたところ、町長は、あたかも私が真剣に考えていないように受け取られたようですが、当然、真剣に考えていますと答えられています。その答弁を聞いてほっとしたのですが、あれから約9か月がたちました。再度お聞きしますが、真剣に考えておられる中で、今後、売却や貸付けといった町有地の有効活用を進めていく上で、外国資本や宗教団体の町有地取得に対して、自然や水源を守る上で、どのように対応していくおつもりなのか、改めてお聞かせください。

○議長（工藤 健次君） 町長。

○町長（本田 博文君） 町有地の水源をという意味ですね。町有地が水源を守るためにどう維持されるかという、そういう話でよろしいですか。反問権です。

○議長（工藤 健次君） 許します。豊岡健太君。

○議員（5番 豊岡 健太君） 9月議会の私の一般質問を繰り返すと長くなりますが、水は、当然、地下を地下水として流れていきますので、こういった土葬墓地ができると水質を心配される方がいるから、こうやって反対運動が巻き起こっているんだというふうに認識しています。ただ、水源地从ら多少離れていても、やはり地下を流れる水はどこを流れているかも分かりませんし、そういった意味で不安を与えているというふうに思っています。それを踏まえた上での、水質といますか、水を守るためにどのように考えておられるのかをお聞かせください。水もですが自然もです。

○議長（工藤 健次君） 町長。

○町長（本田 博文君） 墓地に限って言えば、それが水に対する影響があるとは私は思っておりませんので、そのことで守る必要はないんじゃないかなというふうに思っていますし、前回のお話は、水源を守るために私権の制限の話だったと思うのですけれども、あれについては、考えていくというのは申し上げましたけれども、豊岡議員の言われる水源という意味では、水源林という制限が既にかかっておりますし、あと保安林といった制約もかかっています。誰が持っているかが開発には制限がかかっておりますから、水は守られるという仕組みになっていますので、議

員が言われる外国籍の方が土地を取得することに対する懸念というのは、たちまち9か月たてば何か考えておくというものではなかったということです。ただ、議員の御不安は、今言ったような、既にある仕組みで水源は守られるという仕組みが構築されているというところを私は勉強しました。

以上です。

○議長（工藤 健次君） 豊岡健太君。

○議員（5番 豊岡 健太君） 町長が水質には問題ないというような判断を明確にされていますので、これ以上はお聞きしません。

先ほど多田議員の質問のときに思ったのですが、すみません、また土葬墓地を例に挙げますけれども、埋葬法という法律によって、墓地開設には自治体の許可が必要になっているというふうに思います。日出町の場合は、本田町長が最終的に許可をするか、しないかで決定するかと思いますが、今回のように条例に則って処理するというのであれば、町長に与えられた裁量といえますか、許認可権なのか分かりませんが、そういった決定権というのは一体何なんだろうというふうに疑問に思っています。

条例に違反をしていなくても、多くの町民が反対をしていれば、条例ではなく、町民の意思に沿って判断するのが私は町長の役目なんじゃないかなというふうに思っていますし、私は、その権限が町長に与えられているというふうに……。私の認識が違っていたら訂正していただきたいのですが、ましてや今回の例で言いますと、町有地に土葬墓地を造るのであれば、なおさら条例の範囲内かどうかという面で判断するのではなくて、日出町へのメリット、デメリット等、何かしらの大義名分が求められるのではないかなというふうに私は思っています。

再度、町長にお尋ねしますが、日出町にとって、こういうメリットがあるから許可をするんだとか、逆に地域住民の理解が得られないといったデメリットがあるから許可をしないとかといった、条例ではなくて、権限を持った、この町のトップであります本田町長の明確な意思で判断、決定をしなければいけない許認可もあるかというふうに思っておるのですが、見解をお聞かせください。

○議長（工藤 健次君） 町長。

○町長（本田 博文君） 議長に申し上げます。ただいまの質問、通告にない内容でございます。

御指導お願いします。

○議長（工藤 健次君） では豊岡議員、通告になれば、次の質問に移ってもらっていいですか。豊岡健太君。

○議員（5番 豊岡 健太君） それでは、7番の質問に移ります。旧南端小中学校の利活用についてお聞きします。同様の質問は過去にもあり、令和3年6月議会の一般質問において、同僚の

安部徹也議員が詳しく聞いています。そのときの執行部の答弁でもありましたが、約2年前の令和3年の7月に、文部科学省のホームページ内にある、みんなの廃校プロジェクトに旧南端小中学校を掲載されたかと思います。このみんなの廃校プロジェクトは、地方公共団体の希望に基づき、各自治体において、活用方法や利用者を募集している未活用の廃校施設等の情報を集約し、一覧にして公表しているものです。あれから丸2年が経過しましたが、活用案について現状の状況をお聞かせください。

○議長（工藤 健次君） 財政課長。

○財政課長（古屋秀一郎君） それでは、議員の御質問にお答えいたします。

旧南端小中学校の活用につきましては、議員がおっしゃられました文部科学省のホームページ、みんなの廃校プロジェクトにおいて、活用用途の募集をしているところでございます。年に数件の問合せ、また現地の視察があるものの、具体的な利活用にはつながっていないのが今の現状でございます。

新たな利活用の取組といたしまして、本年6月からAPUの学生からなるP&F—NANTANが、旧南端小中学校において小学生を対象にした国際交流や地域活性化に向けた取組を月1回から2回のペースで開催することとなっております。本事業は、共創のまちづくり支援補助金を活用するもので、総合計画に掲げる創意と工夫により自主的に地域課題を解決し、地域活性化につなげる共創のまちづくりに資する活動になるものと期待をしているところでございます。今後とも旧南端小中学校の活用に向けては、財政課として取組を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（工藤 健次君） 豊岡健太君。

○議員（5番 豊岡 健太君） 掲載してから2年間に数件の問合せと見学というのですか、視察だというふうな状況でした。先月の5月1日現在の文科省のホームページを見ますと、全国で計314校が掲載をされておりました。その中で、九州では41校が載っており、鹿児島県が最も多くて23校、次に福岡県で11校、佐賀、長崎はゼロ件でした。ちょっと意外だったのですが、大分県では唯一、旧南端小中学校が記載されておりました。県内で利活用を募集している廃校施設が旧南端小中学校しかないというのは、選択肢がそこしかないということですので、目につきやすい状況であるのではないかなというふうに思います。文科省のホームページ以外に、町のホームページにも掲載を検討していますと、そのときの議会並びに令和3年7月の閉会中の総務産業委員会でも回答していますが、現在、こういった形で募集されているか、お聞かせください。

○議長（工藤 健次君） 財政課長。

○財政課長（古屋秀一郎君） それでは、議員の御質問にお答えいたします。

令和3年7月のみんなの廃校プロジェクト掲載に併せまして、ホームページに掲載するための

利活用募集要項の作成に取りかかったところでございます。その中には、提出書類や選考から決定までの流れ、また貸付料や貸付期間の設定、体育館やグラウンドの使用をどうするかなど、様々な検討課題がまだ残されておりまして、いまだホームページへの募集掲載はできていない状況でございます。これらの課題をクリアにいたしまして、できるだけ早い時期に募集要項を取りまとめまして、ホームページへの掲載ができるよう努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（工藤 健次君） 豊岡健太君。

○議員（5番 豊岡 健太君） 先ほど課長の答弁で、APUの学生さんが旧南端小中学校でイベントを行うというふうに、私も少し耳にしております。永続的な利活用が決まるまでは、こういった短期的な利用を通じて、こういった場所が日出町にあるということの宣伝にもつながるのではないかというふうに思いますので、今後、ぜひ多くの方が望む形での利活用を期待しております。

次に、⑧の質問です。昨年的一般質問でもふるさと納税の質問がありましたし、昨日も質問が出ました。現在、日出町の財政を支えている歳入の中で、ふるさと納税が大きな役割を担っているというのは、皆さん御承知のとおりだと思います。逆に言いますと、ふるさと納税が下火になるようなことになれば、たちまち日出町の財政は立ち行かない状況に陥るのではないかと危惧しております。県内でも上位5位とか6位ぐらい、上位の寄附金が寄せられている、ここ日出町ですが、今後さらに伸ばしていく施策としてどのようなことを考えているのか、お聞かせください。

○議長（工藤 健次君） まちづくり推進課長、藤本周司君。

○まちづくり推進課長（藤本 周司君） それでは、豊岡議員の御質問にお答えいたします。

本町のふるさと納税額を今後さらに伸ばしていく施策としては、引き続きウェブ広告等でのプロモーション活動や返礼品掲載サイトの充実、また新たな返礼品の開拓とともに、現行返礼品の組み合わせによる新たな定期便の開発などに注力し、ふるさと寄附金制度は全国の方々に本町の魅力などを知ってもらう貴重な機会でもありますので、全国の方々から本町を選んで応援寄附をいただけるよう、各施策のブラッシュアップに取り組んでいかなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（工藤 健次君） 豊岡健太君。

○議員（5番 豊岡 健太君） スポーツにも通じる場所があると思いますが、短所を直すよりも長所を伸ばしたほうが効果が大きく得られるというふうに思っております。

一度、日出町に寄附していただいた方にリピーターになってもらうような、今、課長がおっしゃったような魅力ある返礼品を取りそろえるといったやり方に加えて、昨日、熊谷議員が他の自

治体の成功例を挙げていましたが、そういった特色ある成功事例を参考にして、少しずつでも右肩上がりに寄附金が伸びることを期待しております。繰り返しになりますが、ふるさと寄附金は日出町にとって大事な大事な財源ですので、しっかりと力を入れて取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に、⑨のネーミングライツについてお聞きします。ネーミングライツとは、御存じの方も多いたと思いますが、命名権と訳され、日出町と民間企業や団体との契約により、町の施設に企業名や愛称等を付与させる代わりに、契約者からその対価を得て、施設の維持管理に役立てるというものです。

こちらも過去の一般質問でも取り上げられており、前回の3月議会において、先輩の阿部真二議員が触れています。令和元年12月議会においても、同じく阿部真二議員が質問しており、そのときの執行部は、「自主財源確保のためにネーミングライツの導入については検討の余地は十分あると思います。町内施設の名前が変わることに対する町民感情も考慮しなければならないという問題もあるが、新たな財源というのは町全体で考えていかなければならないと考えているので、今後検討していきたいと思っています。」と答弁されています。前向きな意味での検討と私は捉えておるのですが、あれから3年半がたちましたし、3月議会においても同様の答弁だったかと思います。検討したけど、やらないと結論づけたのか、それとも、導入の考えがあるが、まだまだ検討中なのか、執行部の考えをお聞かせください。

○議長（工藤 健次君） 政策企画課長、梶原新三君。

○政策企画課長（梶原 新三君） お答えいたします。

ネーミングライツについては、るる、今、豊岡議員が御説明したとおりなのですが、町有施設、それから町有施設の一部、それから町が主催するイベント等にもネーミングライツはつけられると思っております。そうした中で、ネーミングライツを受けるためには、日出町広告掲載要綱第3条第1項各号に該当しないものを選定の要件としてしていかなければならないと思っております。現状では、対象となる施設の絞り込みは、まだできておりませんが、ネーミングライツ導入に当たって、各施設等を所有する担当課、それから財政課との協議を行いながら、ガイドライン等のルールづくりを進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（工藤 健次君） 豊岡健太君。

○議員（5番 豊岡 健太君） 御覧になった方も多いかと思うのですが、先週の5月30日の合同新聞に記事が載っておりました。豊後大野市が命名権を導入というふうにあります。少し記事を要約して御紹介しますが、豊後大野市は、総合グラウンド、総合体育館、野球場、弓道場など、体育施設12か所に対し、同市では初めてネーミングライツを導入する。命名は全施設一括で、

契約すると企業名や商品のブランド名などに関する愛称をつけることができる。命名権は年額100万円以上で、看板設置などの費用は契約事業者が負担するとありました。大分市や別府市といった県内の他の自治体も積極的に取り組んでいます。施設の規模や利用者数によって、金額が大分違ってくるかとは思いますが、財源確保という観点から見れば、私は取り組むべき、取り組むに値する施策だというふうに考えています。

町長にお聞きします。町長は、このネーミングライツについてどのようにお考えでしょうか。町長の思いを聞かせてください。

○議長（工藤 健次君） 町長。

○町長（本田 博文君） ネーミングライツについて、どう考えるかという質問ですけれども、町有の施設とかイベント等に冠をかぶせるなどで、それが収入に結びつくというのはいいことだというふうに思っています。企業がお金を出してでも、ネーミングをつけていただけるような、そういうものの選定に努めていきたいと思えます。

○議長（工藤 健次君） 豊岡健太君。

○議員（5番 豊岡 健太君） 前向きな答弁、本当にありがとうございます。繰り返しになりますが、私は取り組むべき施策だというふうに思っていますので、ぜひ実現するようにお願いしたいというふうに思っています。

今回の質問をする上で、他の自治体の財政健全化計画を幾つか見ておりました。その中で、約10年前の資料で少し古いのですが、埼玉県秩父市の歳入確保対策が5つ、箇条書きになっていて分かりやすかったので御紹介をします。

まず1つ目が、利用予定のない土地の貸付けや売却。まさに今回質問した件です。

2つ目が、広告掲示やネーミングライツなどを活用した広告収入の拡大。これも今、お聞きしました。

3つ目が、受益者負担の原則から利用料金を見直す。

4つ目が、保有資産の利用状況を見直し、施設の統廃合や他の用途への転用。

そして最後が、収納率の向上により、市税を確保。いわゆる徴税率アップです。

私もこの5つが歳入確保に欠かせないなというふうに思いましたが、これに加えて、ふるさと寄附金増加を加え、日出町の歳入増加策に取り組んでいただきたいというふうに思っています。

冒頭にも申し上げましたが、歳出を抑えるという、ある種マイナス方向の努力よりも、歳出を増やすことに重きを置いたほうが職員のやる気にもつながるのではないかなというふうに思っています。町民に行政サービスを提供していくためには、安定した財政運営が欠かせないというのは、ここにいらっしゃる皆さん共通の思いだと思いますので、その点では執行部と議会が一丸となって取り組まなければならないと思いますので、よろしく願いをいたします。

ちょっと時間がなくなりましたが、インボイス制度について伺います。いよいよ今年の10月にインボイス制度が導入されます。令和3年12月議会、令和4年9月議会においてインボイス制度について一般質問させていただきましたので、制度そのものの説明は割愛をします。以前、インボイス制度について初めて質問させていただきましたが、私自身、まだまだ導入まで2年近く先というふうに思っていたのですが、あっという間に目の前まで迫ってきました。恐らく準備は万端だろうと思いますが、ここ日出町役場内におけるインボイス制度導入準備の状況を、ハード、ソフト両面でそれぞれお聞かせください。

○議長（工藤 健次君） 財政課長。

○財政課長（古屋秀一郎君） それでは、議員の御質問にお答えいたします。

本年10月から開始されますインボイス制度への準備状況についてお答えいたします。日出町、日出町水道事業、日出町下水道事業、日出町土地開発公社のそれぞれで、適格請求書発行事業者の登録を本年3月末までに終えております。また、検討した結果、レジスターなどの機器などのハード面の更新を行わなくても対応が可能ということになりましたので、現在はインボイスに対応する納入明細書が納付書の発行時に出力できるよう、財務システムの改修を行っているところであります。この改修によりまして、事業者の方からインボイスの発行請求があった場合は、適切な帳票が用意できるようになり、窓口での早急な対応もできるよう、手書きに対応する様式も現在準備しているところであります。

また、インボイスの請求事務は、全庁的に使われるものでございますので、消費税やインボイスの考え方、どの予算科目が課税取引になるのか、そこら辺の周知を徹底いたしまして、10月1日からのスタートに向けて万全の体制で臨めるよう準備をしまいたいと考えております。

以上でございます。

○議長（工藤 健次君） 豊岡健太君。

○議員（5番 豊岡 健太君） ちなみに、費用については、これは国が全額面倒を見るのですか。

○議長（工藤 健次君） 財政課長。

○財政課長（古屋秀一郎君） お答えいたします。

費用については、町の負担はございません。

以上でございます。

○議長（工藤 健次君） 豊岡健太君。

○議員（5番 豊岡 健太君） 分かりました。

次の質問です。まだ導入前ですので、始まってみないと何とも言えない部分があるかと思いますが、このインボイス制度導入により、日出町の税収はどのような影響があると予測されているのか、お聞かせください。



○議長（工藤 健次君） 税務課長、波津久誠君。

○税務課長（波津久 誠君） 豊岡議員の質問にお答えいたします。

インボイス制度が今年10月から導入され、導入については経過措置もあることから、町の税収については令和6年度は影響が少ないものと考えております。また、令和3年第4回定例会の豊岡議員の一般質問で答弁させていただいたように、適格請求書発行事業者として登録していなければ、相手方企業から取引を断られるケースも想定されること、これが現実によく現れると売上げが減少する法人や個人事業主の発生もあり得るものと思われま。そうすると、法人町民税や個人町民税などの税収についての影響が考えられます。インボイス制度導入による税収の影響については、把握が難しく、毎年の申告等を基に影響の推定が可能か研究しながら、今後、注意して見守っていく必要があるものと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（工藤 健次君） 豊岡健太君。

○議員（5番 豊岡 健太君） 当初、私も税収が減る方向になるとは考えにくいなというふうに思っておったのですが、今、課長が答弁されたように、その反面、フリーランスの方が、これまで消費税を収めなくてよかった売上げが1千万円以下の事業者が廃業等で減ってしまって、結果、税収が減ってしまうというような懸念も捨て切れないような状況だと思います。

最後の質問に関係していますが、これまで免税事業者という位置づけであった日出町シルバー人材センターの対応状況はどうなっているのか。また、併せて、会員数が今どのぐらいいらっしゃるのか、お聞きします。

○議長（工藤 健次君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（藤本 周司君） それでは、豊岡議員の御質問にお答えいたします。

日出町シルバー人材センターにおけるインボイス制度への対応につきましては、先般行われましたセンターの総会資料によりますと、会員は今のところ免税事業者という取扱いになっておりますが、配分金に係る消費税について取扱いが変更になる可能性があるという記載となっており、はっきりした対応方針は示されておられません。シルバー人材センターにおけるインボイス制度の対応につきましては、日出町だけではなく、全国的な問題であると考えておりますので、引き続き動向を注視してまいりたいと考えております。

なお、今現在の日出町シルバー人材センターの会員数は102人となっております。

以上でございます。

○議長（工藤 健次君） 豊岡健太君。

○議員（5番 豊岡 健太君） 全国的な流れから言うと、恐らく会員さんは免税事業者のままということになる可能性が高いと思うのですが、ただ、どこかがその分、10%の消費税を被らな

いといけないという課題は残っていますので、また、あまり時間もありませんので、早めに把握をしていただきたいというふうに思います。

インボイス制度の実施に当たって、この制度による激変緩和という観点から、免税事業者からの仕入れについても、制度実施後6年間は仕入れ税額相当額の一定割合を控除可能な経過措置というものが設けられています。制度が始まる10月から令和8年10月までの3年間は80%控除、そこから3年間は50%控除が可能で、そこから先は控除不可となります。消費税を国に納める側の事業者から見れば、この経過措置というのはありがたいとは言えますが、それと同時に、いろいろとややこしいということも言えますので、こういった経過措置があることも含めて、引き続き税務署や商工会と連携して、周知の徹底をしっかりと取り組んでいただきたいことをお願いして私の一般質問を終わります。

.....

○議長（工藤 健次君） お諮りします。一般質問の途中ですが、ここで中断してしばらく休憩したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 健次君） 異議なしと認めます。したがって、しばらく休憩します。午後1時10分より再開いたします。

午前11時58分休憩

.....

午後1時07分再開

○議長（工藤 健次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。2番、阿部峰子君。阿部峰子君。

○議員（2番 阿部 峰子君） 日本共産党の阿部峰子です。午前中、鋭い質問が飛び交いましたので、私も鋭くいきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

初めに、学校給食費無料化についてですが、全国で今大きな関心事になっています。日出町でも学校給食無料化に町民の皆さんの御協力をお願いすることになると思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それと、もう一つの関心事ですが、国の予算で大軍拡と言われる問題です。防衛力整備計画で、今年から5年間で4.3兆円と公表しました。税金以外の収入を積み立てる防衛力強化資金も創設されました。何に使うのって聞かれますので答えます。

アメリカのトマホーク購入するのにお金使うんよ、国産ミサイルを改良そして量産するのに使うんよ、島嶼防衛用高速滑空弾の研究や量産に使うんよ、音速の5倍以上の速さで飛行する超音速誘導弾に使うんよ、戦闘機に搭載するのに使うんよ、イージス・アショアが駄目になったので

代替に使うんよ、自爆型ドローンに使うんよ、維持整備費に使うんよなど、たくさん返事をします。

大分の敷戸大型弾薬庫が自衛隊の施設強靱化地下化というのに相当して、長射程ミサイルのための地下化をして強靱化をされるというので、敷戸の周辺の住民の方々が大騒ぎになっています。また、この自衛隊の経費に建設国債を充てます。建設国債というのは皆さんも御存じのように、防衛費に充てられることは認められていなかったもので、かつて戦費調達のために国債を発行して戦後国民が苦しんだという歴史があります。歴代政権も禁じ手としてきたものを復活させるなど、政府は軍拡のための財源をどうするかと戦争の準備に大わらわです。法人税も使うようになります。東日本大震災の復興特別所得税も期限を延ばして軍事費に使うようになります。国庫への返納金は国立病院機構の積立金も召し上げます。社会保険病院など運営する地域医療機能推進機構の積立金も召し上げます。中小企業向けの基金の残金も巻き上げてしまいます。（「そろそろ質問に入ってください」と呼ぶ者あり）

はい。

戦争は絶対にいけません。子供たちを、孫たちを再び戦場に送ってはなりません。

さて、1つ目の質問です。4月1日より道路交通法が改正され、自転車に乗る全員にヘルメットを着用する努力義務が課せられることとなりました。罰則はありませんが自分の命を守るため努力しましょうということです。子供たちも元気に自転車に乗っている姿をよく見かけます。ヘルメット代として何らかの支援をするお考えはありませんか。物価高騰の折、助かると思います。

○議長（工藤 健次君） 危機管理室長、後藤将児君。

○総務課参事兼危機管理室長（後藤 将児君） 阿部議員の質問にお答えをいたします。

道路交通法では、これまで13歳未満の子供を対象に保護者が着用させるよう努めなければならぬとされてきていましたが、今回の法改正により全ての年齢が対象となり、また自分が運転する自転車にはほかの人を乗車させる場合もヘルメットを着用させるよう努めなければならぬこととなりました。ヘルメットの購入補助につきまして現時点では実施の予定はありませんが、まずはヘルメットの着用促進と自転車の交通ルールの広報・啓発に努め、交通安全を推進していきたいと考えています。

以上です。

○議長（工藤 健次君） 阿部峰子君。

○議員（2番 阿部 峰子君） 今、広報もしていただくということを知りましたので、ありがたいと思います。

まず、このヘルメットですけれども、金額を調べましたら、いろいろピンからキリまでありました。しゅーっと後ろに流れるようなカッコいいのもありました。大分県で調べましたら、宇佐

市はヘルメットの補助がもう前からありました。

そこでお願ひがあるんですが、ぜひ、ぜひ、駄目ということではなく、努力してみるということとを返事をいただきたいんですが、どうでしょうか。

○議長（工藤 健次君） 危機管理室長。

○総務課参事兼危機管理室長（後藤 将児君） 議員の質問にお答えをいたします。

現在のところ予定はありませんが、他県等では補助の実施をしている自治体もあるようでございますので、また、そういったところと着用率の推移等を見ながら補助については判断をしていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（工藤 健次君） 財政課長、古屋秀一郎君。

○財政課長（古屋秀一郎君） 阿部議員の御質問にお答えいたしたいと思ひます。財政課の立場からお答えしたいと思ひます。

ヘルメットの購入補助につきましては、先ほどお話しもありましたとおり、全国レベルで見えますと実施している団体があることを把握をしております。上限2千円で予算の範囲内というところで実施している団体が多いように思われます。

まず、補助金を申請するに当たっては、3つ要件が必要だと考えます。

まず、1つ目は公益上の必要性、それから2つ目は補助金額に見合う効果、それから3つ目は公平性が重要だと考えております。

ヘルメットの着用を推進する意味で必要性はあると考えておりますけれども、予算の限りがございます。その限りある予算の中で効果や公平性の点から考えると、財政課としましても予算化は現段階では難しいと考えております。

以上でございます。

○議長（工藤 健次君） 阿部峰子君。

○議員（2番 阿部 峰子君） 先ほども言いましたが、難しいと言うんじゃなくて、ぜひ、努力してみるということをお願いしたいのですが、どうでしょうか。

○議長（工藤 健次君） 財政課長。

○財政課長（古屋秀一郎君） 議員の御質問にお答えいたします。

先ほど申しましたように、現段階では予算化は厳しいと思ひますが、県下の自治体の状況等また確認をいたしまして、必要であれば検討していきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（工藤 健次君） 阿部峰子君。

○議員（2番 阿部 峰子君） 検討するという言葉を聞いて安心しました。

では、次の質問に行きます。

日出駅前の駐輪場の整備についてということです。

住民の皆さんから駐輪場に屋根をつけてくださいという話をいただきました。地面をセメント張りにしてくださいという意見をいただきました。ずっと以前は放置されている自転車を片づけていただきましたし、駅の周りはボランティアの人たちでお掃除をいただいています。とてもありがたいと思います。雨が降ったらびちょびちょでお掃除も大変です。草もたくさん生えてきます。もう、すぐに生えてきます。皆さんも想像できると思います。

駐車場は駅の管理、駐輪場は役場の管理と聞いていますが、それは正しいですか。

○議長（工藤 健次君） 財政課長。

○財政課長（古屋秀一郎君） では、阿部議員の御質問にお答えいたします。

屋根と地面のセメント張りも一緒に回答いたしますがよろしいでしょうか。はい。

まず、議員御指摘の日出駅前の駐輪場につきましては、日出町がJ R九州より賃貸借によって借受けて今管理をしておる状況でございます。町内の豊後豊岡駅等の他の駅の駐輪場につきましても、屋根は現在設置していない状況であります。したがって、現在のところ設置する予定はございません。設置に当たりましてはJ R九州との調整も必要となります。また、その必要性も含めまして、今後検討させていただきたいと思います。

それでは次に、セメント張りの件でございます。

現在駐輪場の地面につきましては、鉋滓による整地をしております。ですので、ある程度、水はけ等は対応できるものと考えておりますので、現時点ではセメント張りをする予定はございません。

以上でございます。

○議長（工藤 健次君） 阿部峰子君。

○議員（2番 阿部 峰子君） 駐輪場屋根をつける考えもない、セメントをする考えもないということなんですけど、せめて、どのくらいお金がかかるという予算を見積りだけはしていただきたいんですが、どうでしょうか。

○議長（工藤 健次君） 財政課長。

○財政課長（古屋秀一郎君） それでは議員の御質問にお答えいたします。

先ほど駐輪場の屋根につきましては、今後必要性も含めて検討するという答弁をさせていただきましたので、必要があれば見積り等を取りまして、どれくらいの費用がかかるか調査をしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（工藤 健次君） 阿部峰子君。

○議員（2番 阿部 峰子君） 必要があれば見積りもしてくれるということで、住民の近所の皆

さんたちと運動をしていきたいと思います。

次の質問に移ります。3つ目の質問です。

自衛隊への名簿提供について質問をいたします。

1、どこからの要請で、いつ、誰に渡したのでしょうか。

○議長（工藤 健次君） 総務課長、河野匡位君。

○総務課長（河野 匡位君） 阿部峰子議員の質問にお答えします。

自衛官及び自衛官候補生の募集事務につきましては、自衛隊法第97条第1項の規定に基づく法定委託事務となっております。対象者情報の提出依頼については、自衛隊法及び自衛隊法施行令を根拠に防衛省自衛隊大分地方協力本部長より依頼があり、今年度の4月に自衛隊大分地方協力本部の職員にお渡ししております。

以上でございます。

○議長（工藤 健次君） 阿部峰子君。

○議員（2番 阿部 峰子君） 申し訳ないです。一番最初におっしゃった分をもう一度お願いしたいんですが。

○議長（工藤 健次君） 総務課長。

○総務課長（河野 匡位君） 自衛官及び自衛官候補生の募集事務につきましては、自衛隊法第97条第1項の規定に基づく法定委託事務となっております。よろしいでしょうか。

○議長（工藤 健次君） 阿部峰子君。

○議員（2番 阿部 峰子君） ということは、自衛隊候補生の募集で名簿を提供したということによろしいですね。

○議長（工藤 健次君） 総務課長。

○総務課長（河野 匡位君） 自衛隊等からの要望により名簿を提出しております。

以上でございます。

○議長（工藤 健次君） 阿部峰子君。

○議員（2番 阿部 峰子君） この名簿の内容を教えてください。性別とか住所とかですが。

○議長（工藤 健次君） 総務課長。

○総務課長（河野 匡位君） 議員の質問にお答えします。

内容につきましては、氏名、生年月日、性別、住所を記載しており、今年度については283名の名簿の提出となっております。

以上でございます。

○議長（工藤 健次君） 阿部峰子君。

○議員（2番 阿部 峰子君） 今回は283名と聞きましたが、紙ベースでしょうか。全国的に

は宛名ラベルというので渡したというところもあるんですが、どうでしょうか。

○議長（工藤 健次君） 総務課長。

○総務課長（河野 匡位君） 議員の質問にお答えします。

令和2年までは閲覧による書き写しとなっております。令和3年度以降については紙媒体での提供となっております。

以上でございます。

○議長（工藤 健次君） 阿部峰子君。

○議員（2番 阿部 峰子君） 紙ベースで283名を渡したということなんですが、これは去年もおととしも渡したんでしょうか。いつ頃から名簿提供されているんでしょうか。また、もし、5年以上前でしたら過去5年間の数を教えていただきたいんですが。

○議長（工藤 健次君） 総務課長。

○総務課長（河野 匡位君） 議員の質問にお答えします。

いつから提供しているかという御質問ですが、残っているデータでは平成26年度までは確認できましたが、それ以前については不明となっております。

次に、過去5年間の名簿の提出者の数ということで読み上げたいと思います。

令和元年が276名分、令和2年が269名分、令和3年が279名分、令和4年が275名分、令和5年が283名分となっております。

以上でございます。

○議長（工藤 健次君） 阿部峰子君。

○議員（2番 阿部 峰子君） この人数の名簿が渡されたということですが、提供を望まない、私は嫌だわという人の除外申請制度は、日出町はありますか。

○議長（工藤 健次君） 総務課長。

○総務課長（河野 匡位君） 議員の質問にお答えします。

現在把握しているのが、市町村によっては、個人から事前に申請を行うことで、名簿を提供しないよう配慮を行っている自治体もあります。今後の導入に向けて検討していきたいと思います。現在のところ、日出町ではございません。

以上でございます。

○議長（工藤 健次君） 阿部峰子君。

○議員（2番 阿部 峰子君） 今はない。除外申請制度は、今はないということですが、今後考えていくということによろしいですか。ぜひ、これをつくっていただきたいと思います。日出町は18歳ですが、全国では18歳、22歳がターゲットのようです。個人情報保護条例や住民基本台帳法に違反していないかと精査する必要があると思います。またプライバシーの侵害はしてい

ないかと考えたいと思います。今、戦争の匂いが大いにぷんぷんしている中、大変恐ろしいことだと思います。親御さんたちは心配だと思います。私は若者を戦場に送るということに役場が協力してはいけないんじゃないかと思っています。また役場が自衛隊に便宜を図ってはいけないんじゃないかと思っています。

私たちが名簿が欲しいときは閲覧です。見に行つて書き写してもよい。スマホでジョキは駄目。そんなことはありますが、大変に不公平だと思います。私たちが18歳の名簿が欲しいわというときにも頂けたりするのでしょうか。

○議長（工藤 健次君） 住民生活課長、伊豆田政克君。

○住民生活課長（伊豆田政克君） お答えいたします。

データが必要な場合は必ず正当な理由等が必要になりますので、個人の方が普通に現在閲覧をしたいということであれば、基本的にはできません。はい。正当な理由が、その理由といつても、その理由も、公共の福祉ですとか、いろいろ理由が、今ちょっと資料がないんであれですけども、決まっております、その決まった理由以外で個人の方が閲覧するという事は基本的にはできません。

以上です。

○議長（工藤 健次君） 阿部峰子君。

○議員（2番 阿部 峰子君） 大変に不公平なことだと思いますので、皆さんで、みんなで、もう一度考えていきたいと思っています。

これで終わります。（発言する者あり）いいの。これで終わります。

.....

○議長（工藤 健次君） 14番、森昭人君。森昭人君。

○議員（14番 森 昭人君） 14番、森でございます。今回は土葬墓地の問題に的を絞りましたして一般質問をさせていただきます。

冒頭資料をお配りしていますけども、傍聴の方お持ちですか。はい。また資料については少し触れさせていただきたいと思っています。

1番目の質問は、先月25日、山香町上地区、下切区の関係者の方々が日出町議会議員全員に意見を聞いてほしいということで、全員協議会終了後にその場を設けさせていただきましたが、様々な意見をお聞きする中で、4月28日に開催された第3回となる説明会での町の対応が不誠実なところがあったのではないかという印象を受けました。そこで説明会では、どういった議論がされたのか、お聞きするものであります。

2番目の質問は、その説明会終了後の報道の取材に対して町長は、「議論を持ち帰って、できることがあれば考えたい」とし、また、昨日の岩尾議員の質問の答弁でも、「何かできることが



あれば対応したい」と発言をされております。

今後、ムスリム教会の経営許可の申請までに検討していただきたいことをこの3番目以降、日出町墓地等の経営に関する条例第10条、墓地の設置場所の基準に適合する根拠について、また、法や条例、今後のスケジュールを確認しながらお示しをしていきたいと考えています。

なお、質問の性質上、質問が前後したりする場合がありますと考えていますので御了承いただきたいと思ひますし、関連質問ではないというふうに判断されましたら議長のほうに止めていただきたいと思ひています。

○議長（工藤 健次君） 住民生活課長、伊豆田政克君。

○住民生活課長（伊豆田政克君） それでは、森議員の御質問にお答えいたします。

令和5年4月28日に杵築市の上村の郷におきまして、地域住民の方など約40名の出席をいただきまして、土葬墓地開設に関する説明会のほうを開催いたしました。

説明内容ですけれども、まず私のほうから、昨年7月22日の杵築市での説明会以降の経過について、資料に沿って説明をさせていただきました。

続きまして、町長から、高平区と別府ムスリム教会との協定書案の内容について説明。そして日出町としての対応について説明をいたしました。

日出町の対応の主な説明内容でございますけれども、水質検査結果の報告について、ムスリム教会が水質検査を行い日出町に報告する。日出町はその結果について杵築市に報告する。

埋葬状況の確認については、毎月5日までに前月中の埋葬状況をムスリム教会が日出町に報告してきますので、日出町は年に一度、現地にて埋葬が適切に行われているか確認を行い、その結果について杵築市に報告する。

墓地の設置が原因で水質検査に異常が見られた場合の対応については、ムスリム教会は検査結果に基づいて、さらなる調査・検討・対策を行うこととしていること、日出町はムスリム教会がしっかり検討・対策を行うよう求めること。その検討結果、対策等について杵築市に報告する。改善できない場合等は日出町として墓地の使用の制限もしくは禁止等の措置を取る。

ムスリム教会は災害時や緊急時に備えた資金を保管し、日出町は年に一度、その基金を確認する。日出町は墓地が清潔に保たれているか定期的に確認し、また、大雨等で墓地が崩れるおそれがないか等、必要に応じて確認し、墓地が崩れるおそれがある等の場合はムスリム教会に速やかに安全措置を講ずるよう求めるとともに、杵築市に報告することなど説明いたしました。

その後の質疑では、説明した協定書案の内容や町の対応についてはあまり触れられませんでした。

主な質問・意見を要約しますと、「会が取得した土地から町有地に変更された原因とその理由について」それから「これまで説明会を行ってきて杵築市の思いは伝わっていると思うが、なぜ

元の場所に戻してほしいというところは聞き入れてもらえないのか」「杵築市の要求は元の場所に戻してほしいということなので、水質検査やその報告をしますと言われても今のままでは不安である。場所を元に戻すしかない。日出町はどう考えているか」というようなものでした。

日出町の回答といたしましては、「場所が変更された経緯は高平区と別府ムスリム教会が協議する中で高平区から提案があり、それに対してムスリム教会が合意したもので、日出町としても、その合意を尊重して受け入れたものです。場所を元に戻すことにつきましては、日出町としては今提出されている事前協議をベースに判断せざるを得ない。ムスリム教会が水質の検査をする。報告もする。異常があれば対応もするという協定が高平区と締結されようとしていること、日出町としての対応についても説明した。これらのことから下切地区の皆さんの不安払拭にもつながると考えている。理解していただきたい」という回答をしたところです。

以上です。

○議長（工藤 健次君） 町長、本田博文君。

○町長（本田 博文君） それでは、2番目の質問の説明会終了後の取材に対して行った私の発言について、御説明を申し上げます。

はじめに、本件は条例に基づく許可判断でありまして、現在提出されている事前協議をベースに判断せざるを得ないという事情があります。

説明会に際しては、これまで、墓地の経営許可の事前協議の内容、高平地区と別府ムスリム教会との間で締結される運びになっている協定の内容、町として不安払拭のために取り組むことなどを丁寧に説明してまいりましたが、当日の説明会の出席者からの反応はただいま住民生活課長が述べたとおりでございました。

御指摘の私の発言は、その後の報道からの「今後どうするのか」という質問に答えたものであります。「これからも理解を得るよう努めてまいりたいと思うが、その場では有効な方法を思いつかなかつたので、できることがあるか考えたい」と答えたものでございます。

以上でございます。

○議長（工藤 健次君） 森昭人君。

○議員（14番 森 昭人君） 昨年の9月の一般質問で、このまま何も新しい材料がないまま下切地区への説明会を開催しても進展しませんよと、理解を得られることはできませんという話をいたしました。今回6月1日に下切地区のほうから公開質問状が出ている、出ていますよね。ほぼもうまた同じ質問だと思っているし、要望だと思っているんですが、今後何かできることがあればということですけども、これから対下切地区の皆さんに対してできることというのは、何かお考えでしょうか。

○議長（工藤 健次君） 住民生活課長。

○住民生活課長（伊豆田政克君） お答えいたします。

今後、下切地区の方々には理解をしていただきたいとは考えておりますけれども、現状、今先ほど町長も申しましたけれども、事前協議で出ているところをベースに条例に基づいて審査しているところでありますので、具体的なできることというのは、現状ははっきり今現在言えることはない状況であります。

○議長（工藤 健次君） 森昭人君。

○議員（14番 森 昭人君） これはもう、この土葬墓地の問題が提起されて以来、私ずっと一貫して主張していることなんですけれども、墓地等経営に関する条例の第10条1項ですか。高燥で、かつ、飲料水を汚染するおそれがない場所であること。設置の基準ですよ。これをやはり科学的また合理的に示さなければ、これはもう下切地区の方々のみならず、杵築の方々も署名を集めました、1,334名ですか。杵築市の方が900名、うち、日出町の方々が238名ですか、238名の方が（発言する者あり）日出町の238名の方が署名をしているんですよ。今日ですか、昨日ですか、今日か。日出町の住民の皆さんにも、その水の安全性については広報していきたいという課長の答弁もありましたし、本日の町長の答弁にも、大丈夫だ、安心だと、水は安心だと、安心して生活してくださいというお話もありました。やはり、それを証明しなければ、皆さん安心することはできないんですよ。科学的な証明ということで、やはり、これから申請まで時間があると思いますけれども、許可の合否の判断の前に、一步下がって振り返って、そこをしっかりと検討していただきたいと思っております。

せっかく資料をお配りしましたので、これは私自身、私の考えなんです、まず墓地開設予定図、位置図を御覧ください。

WHOの250メートルの基準というのが主にこれまで、担当課、町長もお話をしてきました。その説明では、それだけじゃないと。全国各地ムスリムの墓地が6件ですか、6件。キリスト教の関係2件の土葬墓地を確認して安全だというふうなことで確認を取ったということをおっしゃっていましたが、これ下の大きな丸、現在の予定地の大きな丸。これ高平地区の元の8,017平米の予定地だと、これも私の持論ですけれども、能原の池からずっと上がった琴釣川の最上流が250メートルにかかるというふうに私は判断をしております。実際ここで、ここでいいか悪いかという判断は、町はしてないんですけども、私自身は、高平地区ではこういうことになるから、どっちにしても、もし、8千平米の元に戻れば、科学的な調査は絶対に必要だということ。

それから、上に現在のその予定地ですけれども、新たな候補地から550メートル離れているというけれども、2本の谷があるんですよ。2本の谷を挟んで、550メートル離れている。当然250メートル以上ですから安全だというWHOの判断によるということでもあります。ただ、

WHOの様々な研究をされて、こういった資料が出てきていると思うんですが、最後の250メートルというのの結論の欄に、結論として、帯水層の汚染は地質層や墓地のレイアウト等、管理によって大きく変わります。表面排水材は深刻な汚染が起こる前に外部から敷地内に入ってくるほとんどの表面流水を遮断する。墓地による汚染の可能性はあるが適切な土壌条件と排水設備を備えた管理の行き届いた墓地ではそのリスクは恐らく僅かであると。250メートルの基準については、将来の適切に管理された墓地の立地と設計に利用できるということで、2枚目の排水計画図を見ていただくと、将来的に適切な水の管理ということからすると、今、事前協議で提出されている平面図から排水計画図は、墓地の区画の上の、この区画から30メートル上の三角形の水が墓地に流れ込む可能性が多大にあるわけです。

それを考えると適切な管理の上でということにちょっと違反するのかなと。ですから、今設計にない排水を、このピンクの部分ですけども、オレンジ、ピンクのところですけども、この部分についても何らかの処置があると。

それから午前中、随契のお話ありました。これから町有地売買ということになるんですけども、左側のピンクの部分、これ道路の両側全く死地になるんですよ、死地になる。売買するときにはやはり長方形にして、上の30メートル部分の流水が影響がないように区画外に面積1メートル、2メートル増やして排水処理をするということは、これから申請の許可までに、図面が出てくる前にですね、しっかりと協議をしていかなければいけないということ。

それから、今の面積が4,943平米ということですが、5千平米を超えるわけですが、5千平米を超えても、今の金額、恐らく価格で言うと100円行くか行かないか、平米ですね、じゃないかというふうに私は思っております。100円でも、もう50万ぐらいですから、到底議会の議決にかかる700万円以上、5千平米以上ということにはならないんですが、これ例えば、まだ今日お話がありました随契ということからすると、地方自治法の167条第2項の2ですか。あれを元に随契をするということですけども、これ本当にそうなのかなというふうにいるいろいろ勉強しましたが、第1項の別表2にある町村の随意契約の最上限が30万なんですよ、30万。この辺に、これに値するかもしれないという可能性があるわけです。もし入札となれば、例えば700万を超える可能性もあるわけで、700万超えて、先ほど言ったピンクの部分が上乘せされて、5千平米以上になれば、議会の議決が必要だということ。私はですね、今の状況では議会が判断する場がないんです。

もう条例の許可事項でありますから、今後、このままムスリム教会さん側のスケジュールどおりに申請書が提出された場合に、議会として、どの議員がどう思っているかということ判断する場がないと思っていますので、私はこの土地に関して、5千平米以上、700万以上になれば、議会も一緒になって考えることができると思っていますんですが、ちょっと話戻りますけど、ピン

クの部分、先ほど説明した部分について、ちょっと考え直して、この部分を購入するという  
にはなりません。

○議長（工藤 健次君） 住民生活課長。

○住民生活課長（伊豆田政克君） お答えいたします。

議員おっしゃられるように、雨水については、条例上もきっちり排水をすることになっており  
ます。事前協議の段階で審査したところでは、排水についても大丈夫だろうという判断ではござ  
いましてけれども、議員から御意見もいただきましたし、防災面等から、さらに検討して、今の  
計画でなく、ここの部分、ピンクの部分ですね、ピンクの部分をしっかり使ってする必要性があ  
るということであれば、また、その分については、事業者のほうに要請することも可能だとは考  
えておりますが、その部分については検討したいと考えております。

以上です。

○議長（工藤 健次君） 森昭人君。

○議員（14番 森 昭人君） それからですね、すみません。ちょっと言いたいことばかり  
言っているんですけども、許可申請が出るまでの段階で、話はできるということですか。

○議長（工藤 健次君） 住民生活課長。

○住民生活課長（伊豆田政克君） まず、今の現状のこの設計図を再度確認して、また設計士で  
すとか、ちゃんと詳しい方、分かる方にちゃんと相談して、そして、もし必要ということであれば、  
そういった形になると事前にムスリム教会のほうに要請することは可能だとは考えております。

○議長（工藤 健次君） 森昭人君。

○議員（14番 森 昭人君） それしっかりしないと、現地に恐らく測量には実際には入って  
ないんですよ。もう地図上で恐らく図面は作っているんだと思うんですよ。今回財政のほうの  
許可を得て、恐らく測量していいですよということで、もう入っていると思う——まだ入ってな  
い。入ることになると思うんですが、実際に現地で測量して、勾配が恐らく15%から20%と  
いうことは、辻間団地の一部の坂よりも、まだ急な坂に、その斜面を利用して区画設置されるわ  
けですよ。そうすると、やっぱり、これから台風も今どんどん来ているから、大きな雨にな  
ったときにごっそりと円弧すべりをするということになる。その辺のしっかりした水流の計算も  
して、設計をするということは指導をしていただきたい。

もう一つ、この道路の両脇に挟まれた2つの約2,500平米、1,200平米、こう書いてあ  
るんですが、ここを合わせて、すぐ購入していただくと。これはですね、後々何か問題があつた  
ときに、これはやはり全くの死地ですから、町の財産、所有する財産について、何か、ちょっと  
口はばつたいんですけど、何か問題があつたときに、これは必ず問題になってくると思うんです  
よ。どうでしょう。これが検討をするということ。いかがですか。

○議長（工藤 健次君） 財政課長、古屋秀一郎君。

○財政課長（古屋秀一郎君） では、森議員の御質問にお答えいたしたいと思います。

今回売却対象になっております町有地ですけども、山間部の広大な土地の一部でございます。町としては、今後、利活用予定のない土地でありますので、形状につきましては、現在の形状でも価値自体に大きな差異は生じないものと考えております。また、別府ムスリム教会と高平区との間で交わされた協定書の中で、埋葬区画数が明記され、拡張を行わないという約束もございまして、必要最低限の範囲での売却にとどめたいと今考えているところでございます。

以上です。

○議長（工藤 健次君） 森昭人君。

○議員（14番 森 昭人君） この長方形が必要最低限というふうに言っているんですよ。これ、このままにしていると必ず後々禍根を残すようなことになると思っているので、再度検討して、もうこれで行くんだというのであればしょうがない、しょうがないんですが、一度、しっかり確認をしていただきたい。

それから、随契のことについても、午前中、豊岡議員が一生懸命質問をされましたけれども、随契も再度、やはり、それなりの機関に確認を再度して、後々問題にならないようにしていただきたいと思います。

それから冒頭お話しましたが、地元の近隣住民の合意、それから設置基準である、高燥、かつ、飲料水を汚染するおそれがないということが、科学的な証明がなければ、私は許可するべきでない、この考えについては、もう、この問題が始まって以来一貫しているわけですが、これはまたちょっと御提案なんですけれども、モニタリング井戸設置していますよね。水質検査のために。これはもう設置した後に検査をすると、許可した後ですね、許可して設置をするということですが、このモニタリング井戸について、何メートル掘る予定でしょうか。

○議長（工藤 健次君） 住民生活課長。

○住民生活課長（伊豆田政克君） お答えいたします。

何メートルとかではなくて、水質検査のためのボーリングですので、水質検査できるだけの水が出るのところまで掘るということで確認をしております。

以上です。

○議長（工藤 健次君） 森昭人君。

○議員（14番 森 昭人君） 私も一応土木の技術屋で、学校では地盤と地質専門にちょっとしていた時期がありますから少しお話するんですが、出るところまでということで、ちょっとお話を聞きますと、トラピストの井戸、これ300メートル掘っているんですよね。井戸の関係の資料は行っているかな。行ってない。ああ、行っている、行っている。はい。

ちょっと図を見ていただきますと、300メートルまで掘らなきゃいけない。これ深井戸なんですよ。透水層が300まで行かないとないということ。300メートル下に水を通さない層があって、そこに地下水がたまって、それをポンプアップしているんですよ、300。それを考えると、現地、開設予定地の周辺ですけれども、恐らくボーリング調査をしたら、そのくらい掘らなきゃいけないんです。私がもうずっと主張しているのは、許可申請前に、開設前に調査をしてくださいと。そして全く影響がないということが科学的に学術的に証明されれば、これ下切地区の皆さんの説明会に持っていく一つ材料になりますし、そのことで町長が言われる「安心です」と「大丈夫です」ということの証明になると思うんです。今もう技術的に随分進んでいますから、水脈、地下水の位置をシミュレーションして、図にして、どこにどう行ってということが分かるでしょうし、専門家、コンサルが入れば、下切地区の湧水がどういった形なのか。専門的に言うと谷頭タイプとか、いろいろ、こう、丘陵タイプとかあったりするんですが、どういうことで、あそこの湧水が、もう圧力がかかった地下水から恐らく自噴をしているんだと思っているんですが、その辺も調査をすれば、下切区の地下水がどこから湧いているのかということも恐らく判断できるでしょうし、このモニタリング井戸、例えば300メートル掘るだけ、掘る、2本ですよ、掘るそのお金を先にもう事前にやってくれというようなことについて、前回9月の一般質問でお話はしましたが、それについて、ムスリム教会と話をしたことはありますか。

○議長（工藤 健次君） 住民生活課長。

○住民生活課長（伊豆田政克君） お答えいたします。

今議員が言われたように、今、ボーリングを先にやって、水質の安全を確認したほうがいいのではないかというようなことについてまでは話はしておりませんが、令和4年10月5日にムスリム教会と協議した場では、水質の安全性に関するさらなる調査ができないかという要請のほうは行いました。

以上です。

○議長（工藤 健次君） 森昭人君。

○議員（14番 森 昭人君） これで証明されれば、年間の水質調査は、私はもう要らないんじゃないかと思っていますし、今、同じようなボーリングしたところに井戸を設置して、何メートルかのところの水を採取して検査をするということは可能なので、先にムスリムの方にこれからお話をして、そういう調査をしていただくという話をぜひしていただきたい。最初からですね、もうこれまで事前協議をして、適合という判断をして、話が進んでいるからといって、私は、話ができないわけではないと思っていますので、ぜひ話をしてください。どうしても、それができないというのであれば、やはり、これ高平地区の皆さんのために町有地を売買するんだということからしても、高平地区また日出町民の皆さんが安心して暮らしていただけるために調査をするんだと

いう名目で、何かこうお金をどっかから財源をつくることができないかとも思っているんですが、まず課長に、できないか。

○議長（工藤 健次君） 住民生活課長。

○住民生活課長（伊豆田政克君） お答えいたします。

まず、ムスリム教会のほうに、最初に、ボーリングの調査のときに最初に水質検査について要請できないかという点ですけれども、その点について事前に要請することは可能だとは思いますが、ただ、今、議員が言われたように、ここで水質を安全が確認できたら、あとはもう水質検査をしなくてよくなるかというあたりにつきましては、それは協定書の中身の問題でもありますので、そこはでクリアできるかどうかということは分かりませんが、そういった形の方法もあるということをムスリム教会のほうに事前に提案することは可能だとは考えております。

それから日出町としてできないかというところですが、この水質の安全性の証明、安全性の確認に関しましては、基本的には当然事業者がするべきものと思っております。その中で、日出町として、既に今事前協議で水質には問題ないという判断をしている中ですので、ムスリム教会にさらなるのを求めるのは難しいと。そして、今、言われたように、日出町のために、町民のために日出町としてできないかというところですが、その部分も本来事業者が行うべきところを日出町が代わりにやるということについて、できればよろしいんですけど、それができるかどうかというところは慎重に検討する必要があると思っておりますので、現状では、なかなかできるとは言い難いと思っております。

以上です。

○議長（工藤 健次君） 森昭人君。

○議員（14番 森 昭人君） それでは、これから土地鑑定をして、売買価格決めていくんですが、この売買の価格に調査費用を転嫁すると。大体、土地売買をするときに、側溝とか、鑑定料もそうですけれども、分筆もそうですよね、上乘せして請求をするということになりますが、その調査の費用を売買価格に転嫁をして、もし、これ700万円超えれば、5千平米を超えて、議会もその予算について判断ができるわけですが、価格転嫁をするということはできませんか。財政課長かな。どっちか。ぜひ、検討していただきたい。今の段階で分からなければ、調査しますという答えてください。

○議長（工藤 健次君） 住民生活課長。

○住民生活課長（伊豆田政克君） お答えいたします。

調査費用を価格に転嫁するという事は、ムスリム教会に結局検査をさせるという形になると思っておりますので、そうすると、どうしても、今の現状で、日出町としてはもう水質に安全性に問題は無いということで事前協議も済んでおりますので、さらにムスリム教会側に負担を求めるのは、



現状では難しいのではないかと考えております。

以上です。

○議長（工藤 健次君） 森昭人君。

○議員（14番 森 昭人君） 以前はムスリムの方々も傍聴に来ていたりとか、直接カーンさんがお見えになったりとかしていたんですが、今はもう全部弁護士の先生とお話ですよ。この大きな、日本中を巻き込むような大きな問題になっていることについては、カーンさん御存じなんでしょうかね。それを少しでもいい方向に、これは私個人は飲料水を汚染する恐れがなければいいと思っているんですよ、地元の了解が得られればですね。建設も、もうやむないと。ウェルカムとまでにはいかないんですが、もう町長の言う条例に沿ってということになるわけですけども。

どうなんですか、こんな大きな問題になっていることについて少し思いを寄せていただいて、一緒になって考えるべきだと思っているんですけども、ぜひそれも含めて、カーンさん日本語片言ということですかね、しゃべれないかもしれないんですけども、思いをやっぱり伝えていただきたい。弁護士さんとずっと話をしてますよね、もうここ1、2年。ですから、ぜひその話の中で水質の調査については、これは下切区の湧水もそうですけれども、現地の調査を、ぜひやっていただきたいと思っています。

いずれにしても、この19年ですか、墓地等経営に関する条例ができた当時は、これはもう正直言って土葬は想定してないんですよ。条例の中に、土葬という文字は一言も出てきませんし、その上位法であるその墓地埋葬法についても、埋葬という言葉について、ただし書で火葬しないとか、そのまま土葬した遺体ということで、埋葬をうたっているわけじゃないんですよ。どちらもその土葬という言葉がない中で、これ初めての判断をこれからしようと、九州で233市町村がありますが、233のうちに初めてですよ、こういった議論をするのはですね。ですから、ちょっと間違いがあっても後戻りをするのはやむを得ない。初めての、町長もそうですし、担当課もそうですし、我々議会もそうなんですよ。これは、高平地区の方々も下切地区の方々も、ちょっと理解をしていただきたい。

ですから、前に進むためには何かやっぱりやらないと、このまま突っ走ってしまって、申請が出たから、もう許可したということになると、先ほど申し上げましたように、署名を取れば238名の方が反対という意見をやっぱり持っているんですよ。現状、届いた中には2人ですか日出町の方は。2人っていったかな。（「電話で」と呼ぶ者あり）電話でということですけども、なかなか日出町の住民の方は声を上げないんですよ、優しいというか、声を上げない。賛成も反対も、あまり上げないんですよ。それにかこつけては、やっぱりいけない。それにあぐらかいてはいけない。やっぱり安心していただくために、何か証明をしていかなきゃいけない

というふうに思っています。

最後、町長に少し感想をお聞きしたいと思います。

なかなか、条例上の第9条経営の許可の第2項に、町長は、許可について、この条例の目的を達成するために必要な範囲内で、条件を付すことができるということ、これはもう問題になった町長の裁量か裁量じゃないかということになると、なかなか町長のお考えも難しいんでしょうけれども、ムスリム教会の方々が負担するにしても、何らかの形で日出町が財源を見つけるという形にしても、やはり新しい材料をそろえなければいけないというふうに思っております。

町長、どうでしょうか。

まず、調査をして、調査をする前の調査をちょっとしていただきたいんですよ。現地をボーリングして、実際現地に行かないと、なかなかコンサルの技術屋さんも判断ができないらしいんですね、どういう方法でとかいうことで現地の地形も見なきゃいけないでしょうし。調査する前の、そのできるかできないか、判断できるかできないか、これでもし、その証明できれば安全だということができるのかできないかというような、大分にも九州管内にもそういったことができる大手のコンサルもおりますから、調査の前の調査をぜひしていただきたい。それから少しでも話が進展していけばいいと思っておりますが、町長いかがでしょうか。

○議長（工藤 健次君） 町長。

○町長（本田 博文君） はじめに、森議員には、こういったいろんな角度から検討していただいていることに、感謝を申し上げたいというふうに思っております。

この深井戸を掘ってみる中で、水の滞留だとか、流下方向だとか調べることで、安全度がはかれるんじゃないかと、説明できるんじゃないかという御提案でございました。

私どもがちょっと懸念しているのは、一つはこれをムスリム教会側に「やりませんか」という提案するには、前提として土葬が水を汚すという前提がなければ、彼らはやっぱり合理的な判断をしますから、「なぜそういう調査をする必要があるんですか」といったときに、なかなか説明しづらいというところが一点。

それから、先ほど課長が申し上げましたように、説明会での反応につきましては、元の場所に戻してほしいという御意見が最後まででしたので、それは流下方向がどうこうということが、そのことに、今、どう不安払拭につながるのかというところが、私どももちょっとはかりかねるところがあります。住民課長のほうも、ムスリム側に話をしてみたいというところですので、それはいいと思います。そういう努力はもちろんしていますけども、そういった相手に説明するにしても、そういう懸念はあるということ。

それからもう一点、何度も出てきますけど、埋葬という言葉ですけども、これは墓地、埋葬等に関する法律の中で、第2条に定義というのがあって、この法律で「埋葬」とは死体を土中に葬

ることをいうと、つまりこれは土葬なんですね。これを受けて以後の条例は埋葬とありますけども、実はもこの趣旨は埋葬は土葬のことなんです。

だから、土葬が日本の葬る方法の中から除外されているわけではないというところがありますから、これは法律的に違反しているわけでもないし、そういったことが私の感想です。

本当、いろいろな御検討いただきまして、本当にお時間もかかったと思いますけど、本当にありがとうございました。

○議長（工藤 健次君） 森昭人君。

○議員（14番 森 昭人君） もう、あまり時間ありませんが、汚染していることの証明じゃないんですよ。汚染しないことの証明をしていただきたいと、言い方なんでしょうけれども。

調査をすれば汚染しないことは、汚染をしない、汚染をすることを前提に調査するわけではないです。安心安全にということの観点から、雨が降って水が浸透して透水層を通過して帯水層にたまって地下水があると。地下水の流れも行っていないよということになれば、汚染をしないことの証明をしてもらいたい。汚染するから証明せというわけじゃないです。汚染しないことを証明してくれということ。

それから、先ほど前回の説明会でも、元の8千平米に戻してくれということも一貫してという話がありましたが、これは私としてもこの調査でも安心安全だということになれば、これなら反対することができないわけで、反対というか、8千平米にこの調査をして安全だということになれば、下切地区の皆さんの考えも少し変わるかと。冒頭の質問に戻りますけども、次の説明会、恐らく予定、まだしてるんでしょうけれども、その説明に対する新たな材料ということで、それをお示しすれば、少し考えがもしかしたら変わってくるかもしれないという思いはしています。

それから、埋葬についてですけど、私も法律は読み込んでますけれども、埋葬というのは土葬と火葬の骨ですよ骨、という何か確か記述があったんじゃないかな、今、持ってないですけど。いずれにしても、解釈によると思うんですよ。できた当時は、これ全く想定はしてない、私も想定してない、皆さんも恐らく想定してないでしょうから、それに新たに取り組んでいるわけですから、一歩後戻りすることも、これはもうしょうがないというふうに思ってますので、ぜひ、もう時間もきましたので、先ほど申し上げましたこと、土地の売買に関しての面積、それから廃水関係、それから調査について、十分これから申請、もうすぐ準備して提出されるかも知れませんが、その前、また申請されても、その件について協議をしっかりとっていただきたいと思えます。

よろしくお願いします。

町長、いいですか。最後、もう大体発言は。

すみません、いろいろ思いの丈をしゃべりましたけれども、これで終わります。ありがとうございます。

ございました。

○議長（工藤 健次君） これで一般質問を終わります。

---

### 散会の宣告

○議長（工藤 健次君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 健次君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで散会することに決定しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午後 2 時 15 分散会

---